

奈良県森林環境の維持向上及び
県産材の利用促進に関する指針
(第2期：令和8年度-令和12年度)
(案)

第1編 基本的事項	
1. 指針策定の趣旨	1
2. 指針の位置づけ	1
3. 指針の期間.....	1
4. 指針の構成.....	2
第2編 社会情勢の変化と森林・木材の関わり	
1. 木材価格の下落	3
2. 災害の発生（地球温暖化）	4
3. 森林機能の低下（施業放置）	5
4. 林業就業者の減少	6
5. 小規模な所有形態	7
6. 森林環境に対する意識の高まり	8
7. 公的管理の必要性の高まり	9
8. 住宅着工の減少	10
9. 製材工場の減少	11
10. 製材品出荷額の減少	12
11. 木材利用に対する意識.....	13
第3編 理念・目標・施策の柱	
1. 理念.....	15
2. 目標.....	16
3. 施策の柱（8本柱）	17
第4編 施策の展開	
1. 施策体系	21
2. 施策の柱	23
I 新たな森林環境管理体制の推進.....	23
II 災害に強い森林づくり	28
III 持続的に森林資源を供給する森林づくり	33
IV 生物多様性が保全される森林づくり	40
VI 県産材のブランド戦略の推進	47
VII 県産材の需要拡大.....	50
VIII 県産材の加工・流通の促進	55
第5編 その他必要事項	
1. 目指すべき森林の基本的な考え方	59
2. 地域森林計画に定める事項	61
3. 市町村森林整備計画の確認	61

第1編 基本的事項

1. 指針策定の趣旨

本県では、県土の約8割を森林が占めており、春日山の原始林や大峯奥駈道などの山岳景観を有する森林、吉野の人工美林など、多様で貴重な森林資源を有しています。

しかし近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、豪雨災害の頻発や多様な生態系への影響など、様々な課題が顕在化しており、森林が持つ多面的な機能への期待が一層高まっています。

その一方、木材価格の低迷、山村地域の人口減少や高齢化の進行など、林業を取り巻く環境の変化により、林業経営を通じて森林環境を維持する従来のモデルは、持続可能性の面で困難に直面しています。

こうした状況を踏まえ、県では森林を県民共通の財産と位置づけ、その多面的機能を持続的に発揮させるため、令和2年3月30日に「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」（以下「森と人の共生条例」）及び「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」（以下「県産材利用促進条例」）を制定しました。

さらに、これらの条例に基づき、森林環境管理制度の新たな方向性を明確にし、森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とした「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」（以下「前期指針」）を令和3年3月に策定し、令和3年4月から具体的な施策・事業を実施してきました。

本指針は、前期指針に基づいて実施してきた施策について、この間の進捗状況や社会情勢の変化を把握・評価したうえで適切に見直し、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組む施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

2. 指針の位置づけ

本指針は、森と人の共生条例第9条に規定する「森林環境の維持向上に関する指針」及び県産材利用促進条例第二章に規定する「県産材の安定供給及び利用の促進に関する基本的施策」を推進するために作成するものであり、県民、森林所有者、林業事業者、建築関係事業者、木材産業事業者、森林組合、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む行動計画として示すものです。

3. 指針の期間

期間は、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年とします。

4. 指針の構成

本指針の構成は以下のとおりです。

- 第1編：基本的事項
- 第2編：社会情勢の変化と森林・木材との関わり
- 第3編：理念・目標・施策の柱（8本柱）
- 第4編：施策の展開
- 第5編：その他必要事項
- 第6編：指針の進行管理

なお、本指針の第3編は、森と人の共生条例第9条第2項に規定する「1 森林環境の維持向上に関する目標」、「2 森林環境の維持向上に関する施策の方針」、「3 森林環境の維持向上に関する施策の基本となる事項」を示し、第5編は「4 前3号に掲げるもののほか、森林環境の維持向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものとします。

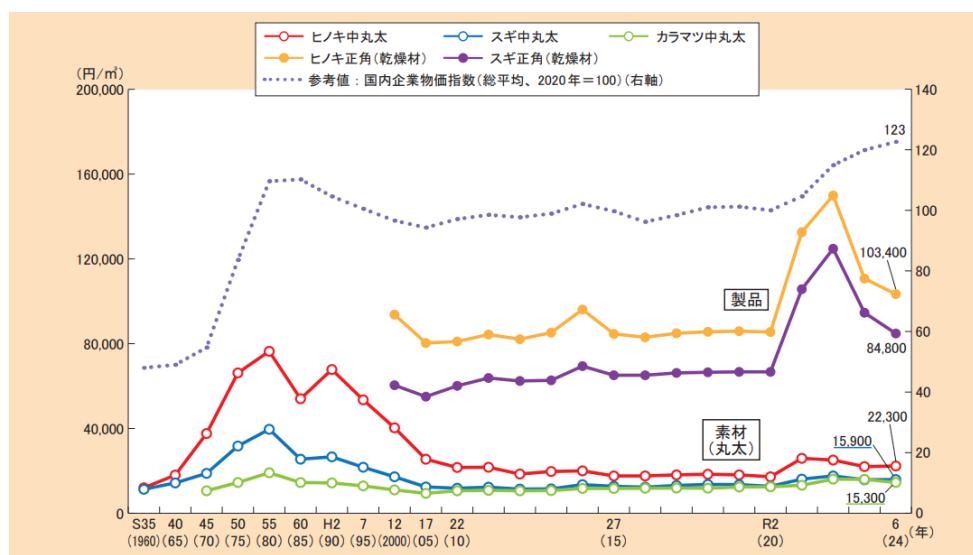
第2編 社会情勢の変化と森林・木材との関わり

1. 木材価格の下落

○スギ・ヒノキの素材（丸太）価格は、外国産木材輸入の完全自由化や住宅の建築様式の変化による需要の減少などにより、昭和55（1980）年をピークに下落しました。その後、令和3（2021）年にいわゆるウッドショックによる国産材の需要の高まり等を受けて上昇し、令和6（2024）年にかけては下落傾向にあるものの、価格上昇前の令和2（2020）年よりも高い状況にあります。

○このような状況下において、森林の多面的機能を発揮させるためには、新たな森林環境管理に取り組むとともに、これまで以上に、施業の集約化や路網の整備などにより生産効率を高めて、林業・木材産業を持続的に発展させることが必要です。

【我が国の木材価格の推移】



注1：「スギ中丸太」（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、「ヒノキ中丸太」（径14～22cm、長さ3.65～4.0m）、「カラマツ中丸太」（径14～28cm、長さ3.65～4.0m）のそれぞれ1m³当たりの製材工場着の価格。

2：「スギ正角(乾燥材)」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）、「ヒノキ正角(乾燥材)」（厚さ・幅10.5cm、長さ3.0m）のそれぞれ1m³当たりの価格（木材市売市場における取引価格又は木材販売業者等の店頭売渡し販売価格）。

3：「四半期ごとの推移」は、各月の数値を四半期ごとに平均したもの。

4：平成25（2013）年の調査対象等の見直しにより、平成25（2013）年以降の「スギ正角(乾燥材)」、「スギ中丸太」のデータは、平成24（2012）年までのデータと必ずしも連続していない。また、平成30（2018）年の調査対象等の見直しにより、平成30（2018）年以降のデータは、平成29（2017）年までのデータと連続していない。

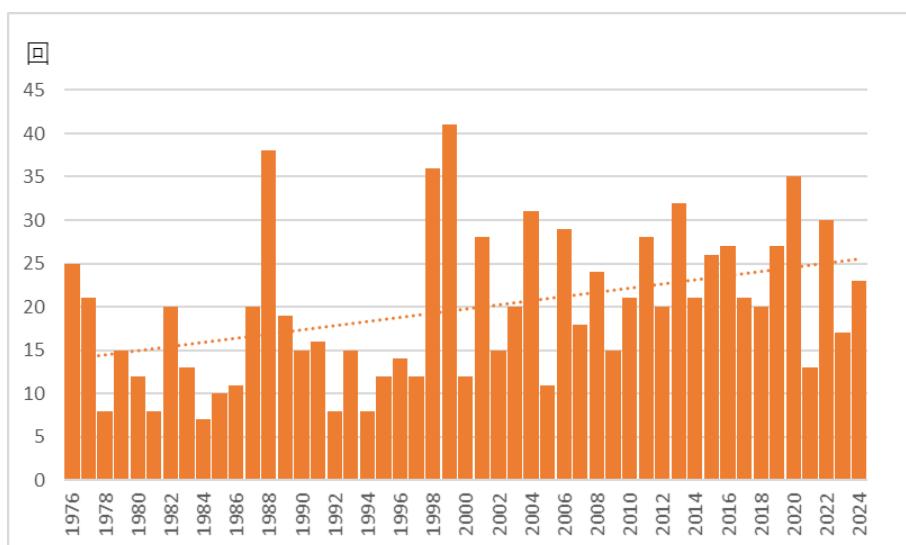
資料：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」

【出典：農林水産省「木材需給報告書」、日本銀行「企業物価指数」】

2. 災害の発生（地球温暖化）

- 土砂の流出や崩壊などの災害は、一度に降る雨の量が多くなることで発生のリスクが高まると考えられています。近年、日本では1時間降水量80mm以上の年間発生回数が増加傾向にあり、令和6(2024)年9月奥能登豪雨、令和5(2023)年6,7月豪雨、令和4(2022)年9月台風14,15号豪雨、令和3(2021)年7,8月豪雨、令和2(2020)年7月豪雨、平成30(2018)年7月豪雨、平成29(2017)年7月九州北部豪雨、平成27(2015)年9月関東・東北豪雨、平成26(2014)年8月豪雨などにより大きな災害が発生しました。本県においても平成23(2011)年9月に記録的な豪雨にみまわれ、紀伊半島大水害が発生しました。
- これらの豪雨災害の背景には、地球温暖化による海水温度の上昇などの影響があると考えられており、地球温暖化の進行に伴い、豪雨災害のリスクは今後更に高まることが予測されています。
- 令和2(2020)年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。カーボンニュートラルを達成するためには、化石燃料・産業分野での排出量削減だけではなく、農林業・土地利用分野での吸収の貢献が必要となります。令和3(2021)年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画においては、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に46%削減(2013年度比)、そのうち2.7%を森林吸収量で確保するよう目標が引き上げされました。
- このようなことから、災害防止、温暖化対策に寄与するためにも、森林の整備、環境管理に積極的に取り組み、森林の持つ公益的機能を發揮させる必要性が一層高まっています。

【1時間降水量80mm以上の年間発生回数（全国）】



【出典：気象庁】

3. 森林機能の低下（施業放置）

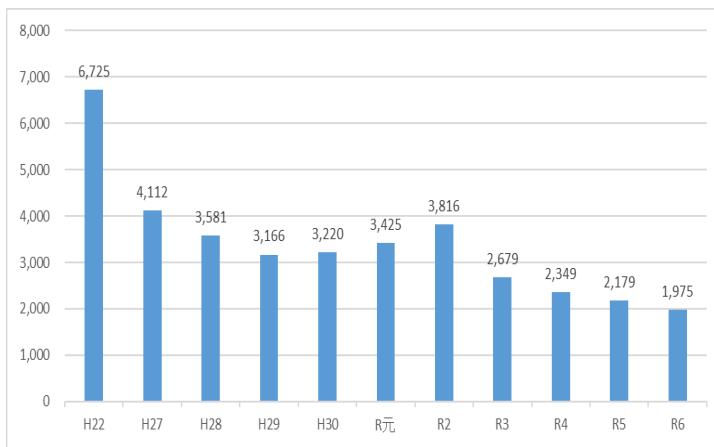
○本県は、低標高地から高標高地までの多様な植生を有しており、照葉樹林、落葉広葉樹林、亜高山帶針葉樹林などの森林が成立する一方、戦後の拡大造林により植えられたスギ・ヒノキの人工林が多く存在しています。森林は、水源のかん養、山地災害の防止、土壤の保全、生物多様性の保全など公益的な機能をもっており、これらの機能は県民の生活・経済にとってなくてはならないものとなっています。

○例えば、森林の樹木の根が土砂や岩石等を固定することで、土砂の崩壊を防いでいるほか、その表土が下草や低木、落葉等によって覆われることで、雨水等による土壤の浸食や流出を防ぐ機能を果たしています。人が植栽した人工林においては、間伐等の施業が適切に実施されることで、樹木とその根が健全に成長し、林内に光が差し込み、林床に様々な植物が生育するなどにより、土砂の崩壊や流出を防止する機能が向上しています。

○しかし、長引く林業の不振、担い手の減少等により、適切に管理されていない森林（施業放置森林）が多く見られるようになりました。このまま、管理されない状況が続くと、森林の持つ公益的機能が低下し、山地災害だけではなく、下流域における洪水等の被害も増加する恐れがあります。

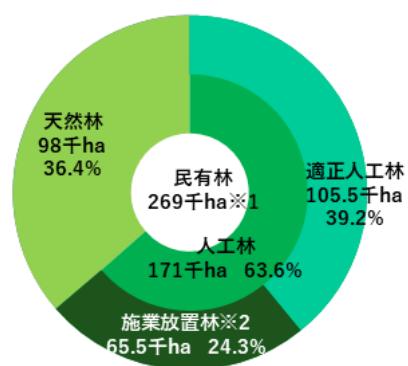
○森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を実現するためには、林業の生産性向上による収益性的向上や担い手の育成を図るとともに、新たな森林環境管理制度のもと、望ましい森林の姿に誘導するなど、健全な状態が維持されていくことが必要です。

【奈良県の森林整備（間伐）面積の推移】



【出典：奈良県県産材利用推進課調べ】

【奈良県の森林の状況】



※1 国有林を除く
※2 レーザー解析による管理状態の判定は9市町村に限る。

【出典：奈良県森林環境課調べ R6.4.1】

4. 林業就業者の減少

○県内の林業従事者数は、平成 2（1990）年度には 2,646 人でしたが、その後減少が続き、令和 2（2020）年度には 550 人となっています。また、林業従事者の平均年齢は、平成 2（1990）年度から平成 27（2015）年度は 56～58 才で推移していましたが、高齢者層を中心に減少を続け、令和 2（2020）年度は 53 才となっています。さらに、県内の新規就業者数は、平成 29（2017）年度には 14 人に落ち込みましたが、令和 4（2022）・5（2023）年度は 34 人と増加し、令和 6（2024）年度は 27 人となっています。

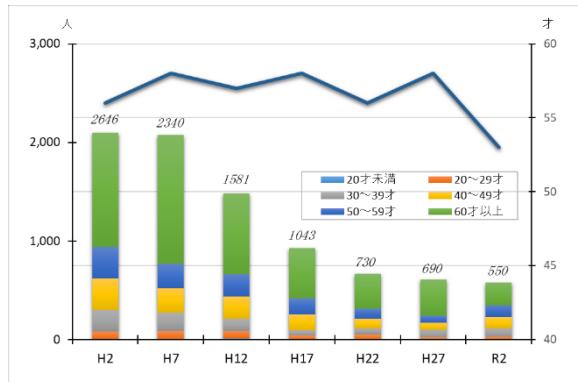
○賃金や通勤その他の就業条件等の課題があり、山村地域における過疎化に歯止めはかかっていません。林業従事者の確保は、定住の促進等による山村の振興や、これからの森林環境管理、木材の安定供給を進めていくうえでの大きな課題となっており、社会全体で人口が減少するなかにおいても、対応していく必要があります。

○また、森林整備について、自ら実施できる森林所有者が減少し、今後は森林所有者から委託を受ける林業事業体が担うことが想定されます。しかしながら、長引く林業の不振等から経営改善の意欲が低下し「認定事業体※」の数も減少傾向にあり、平成 27（2015）年度に 53 事業体であったものが、令和 6（2024）年度は 44 事業体となっています。

○林業従事者を確保し、森林の環境管理、木材の安定供給を実現していくため、地域の中核となるような林業事業体を増加させていく必要があります。

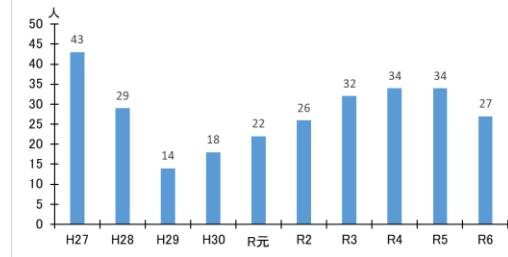
※認定事業体… 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善、その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（改善計画）を作成し知事の認定を受けた林業事業体

【年齢層階級別林業従事者数および平均年齢の推移】

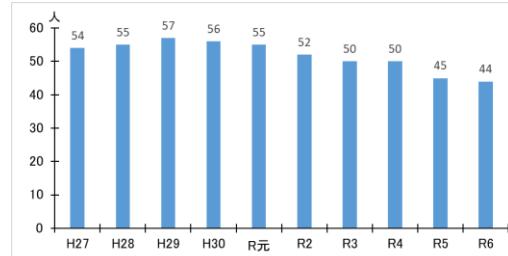


【出典：国勢調査】

【新規就業者数の推移】



【認定事業体数の推移】



【出典：奈良県県産材利用推進課調べ】

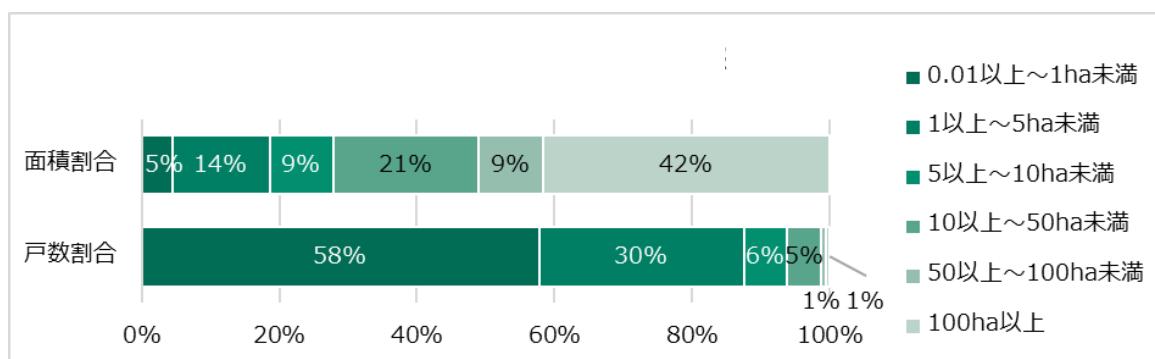
5. 小規模な所有形態

○本県では、保有面積5ha未満の林家が約9割を占めるなど、森林の所有形態が小規模・分散しております。林業の基盤となる路網整備が遅れたり、伐採搬出作業が非効率になったりしています。そのため、森林整備の実施に当たっては、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、一体的に施業を実施する「施業の集約化」を進める必要があります。

○しかし、森林の所在する市町村以外に居住する不在村者が所有する森林の割合が49%と高く、さらに森林所有者の世代交代、高齢化による地域の森林の精通者の減少などにより、所有者や境界が不明な森林が増加しています。このような状況のなかで、所有者から施業実施の同意を得ることが困難になりつつあります。

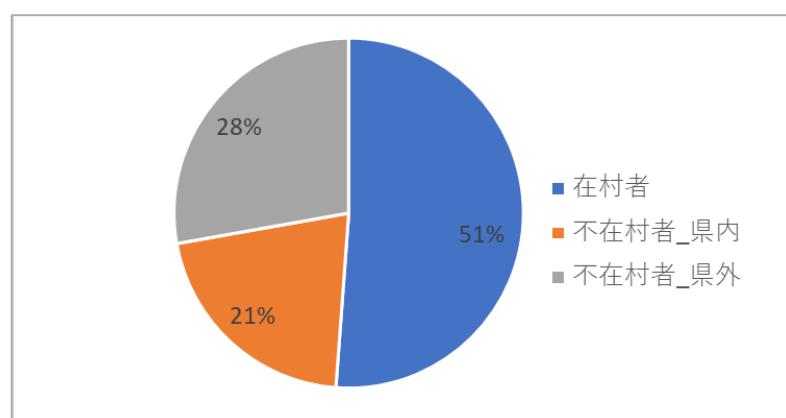
○こうした課題に対応するためには、森林境界の明確化や、森林資源情報の整備・活用が喫緊の課題となっています。

【奈良県内の森林所有形態】



【出典：県森林環境課調べ（令和7年4月）】

【在村者・不在村者別私有林面積】



【出典：農林水産省「農林業センサス2005」】

なお、「2010年世界農林業センサス」以降この統計項目は削除された】

6. 森林環境に対する意識の高まり

○平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを掲げ、環境保全、経済活動の発展、社会の向上を統合的に実現するための世界共通の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択されました。森林については、SDGs の目標 15「陸の豊かさも守ろう」に「持続可能な森林の経営」が掲げられているほか、様々な目標に関連しています。

○さらに、令和 4（2022）年 12 月には生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動をとるという目標が掲げされました。

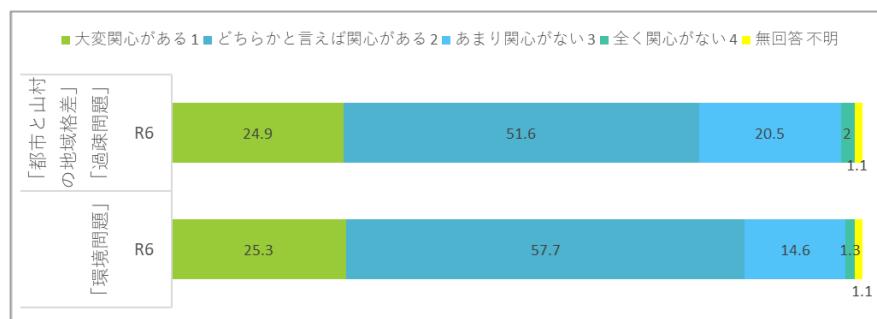
○また、奈良県森林環境税県民等意識調査（令和 6（2024）年度実施）においても、「環境問題」や「都市と山村の地域格差」、「過疎問題」への関心は高く、企業の CSR 活動でも森林分野での様々な取組が広がっています。

【SDGs 17 のアイコン】



【出典：国際連合広報センターWEB サイト】

【奈良県森林環境税県民等意識調査（令和 6 年度実施）】



7. 公的管理の必要性の高まり

○森林は公益的機能を有し、県民は森林から多くの恩恵を受けていることから、その機能が持続的かつ高度に発揮されることが望されます。従来、私有人工林においては、旺盛な木材需要のもと森林所有者による林業生産活動を通じて、自ずと森林整備が進み、その結果として森林の公益的機能が発揮されることが期待されていました。

○しかし、このように森林の公益的機能を支えてきた林業は、採算性の悪化等から停滞し、森林所有者自らによる十分な森林整備が行われない人工林が増加しています。このまま推移すれば、森林の公益的機能の発揮にも支障を来すことが懸念される状況となっています。

○そのようななか、森林の多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させるため、森林経営を自ら行うことが難しい森林所有者に代わり公的機関が森林を管理する「森林の公的管理」の必要性が高まっています。

○平成 31（2019）年 4 月には「森林経営管理法」が施行され、「森林環境譲与税」が創設されるなど、森林の公的管理に向けた体制整備が進められました。

○さらに、本県独自の取組として、令和 2（2020）年 4 月には「森林と人との恒久的な共生」を目的とした「森と人の共生条例」を施行し、森林の多面的機能を高度に発揮する新たな森林環境管理制度の推進に取り組んでいます。

8. 住宅着工の減少

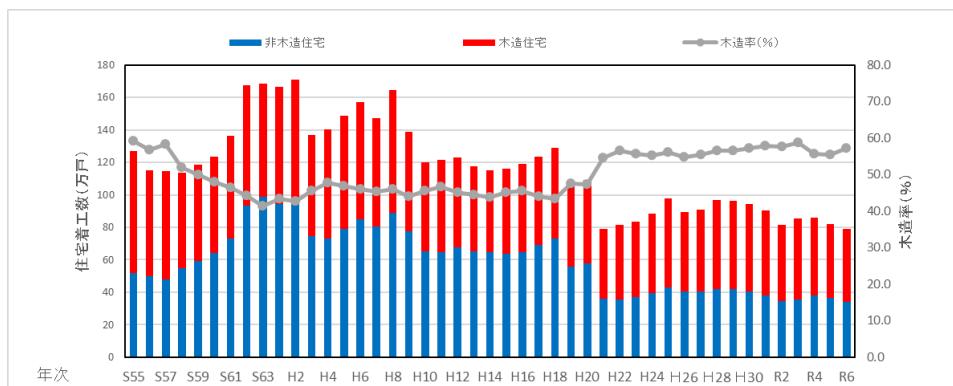
○全国の新設住宅着工戸数は、平成 2(1990)年の 170 万戸をピークに減少が続き、平成 21(2009)年にはピーク時の約 46% の 79 万戸まで減少しました。その後はピーク時の約 56% の 95 万戸前後で推移していましたが、令和 6 年度は再び 79 万戸となっています。

○本県の新設住宅着工戸数は、平成元（1989）年の 18 千戸をピークに減少が続き、令和 6 年度はピーク時の約 31% の 56 百戸となっています。

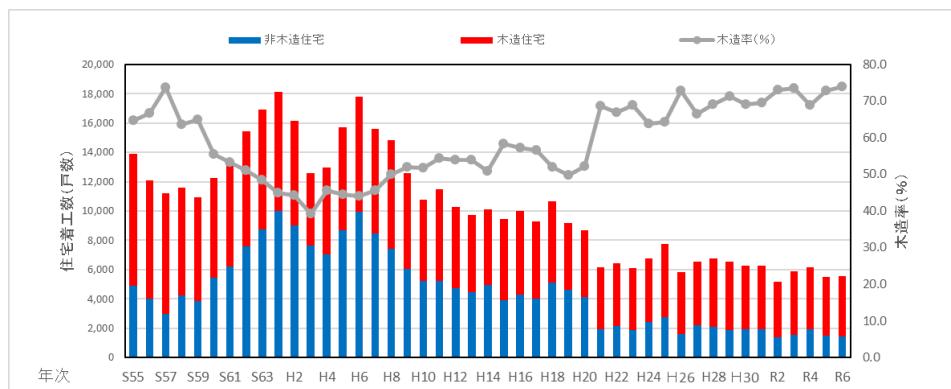
○一方、木造率（住宅着工戸数に占める木造住宅の割合）は、全国、本県とも、平成 21(2009)年に上昇して以降は、ほぼ横ばいとなっています（全国：55% 前後、本県：70% 前後）。このように、木造住宅は一定数の需要が見込めることから、引き続き、住宅は県産材需要に大きなウエイトを占める分野になるものと考えられます。

○しかしながら、人口減少が進み、空き家増加問題が指摘されるなか、今後、新設住宅着工戸数に大きな増加を見込むことはできません。このため、県産材の需要拡大を図るためにには、住宅以外の分野や住宅リフォームに対応する製品開発・販路開拓を図る必要があります。

【新設住宅着工戸数の推移（全国）】



【新設住宅着工戸数の推移（奈良県）】



【出典：国土交通省 住宅着工統計】

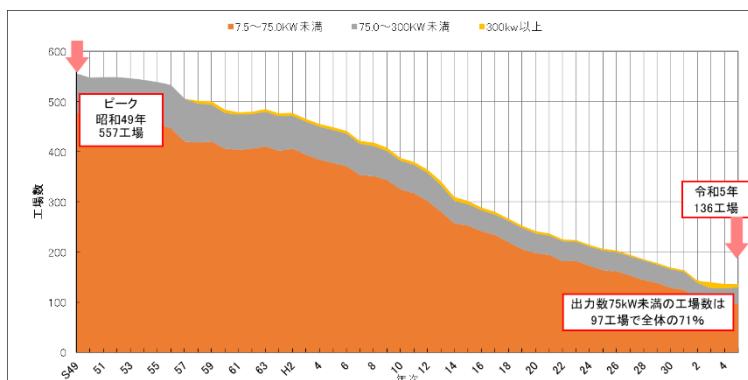
9. 製材工場の減少

○全国の製材工場数（集成材工場を除く）は、3,749 工場（令和 5（2023）年）となっており、ピーク時（昭和 43(1968) 年 25,130 工場）の 15% に減少しています。これに対して、本県の製材工場数の減少割合は、ピーク時の 24%（昭和 49(1974) 年：557 工場→令和 5(2023) 年：136 工場）で、全国に比べると減少割合は小さいものの、全体の 71% を占める出力数 75 kW 未満の小規模な製材工場は、20%（昭和 49 (1974) 年：476 工場→令和 5 (2023) 年：97 工場）となっています。

○また、本県の製材工場には、年間 10 万 m³ 以上の製品を取り扱う大規模工場はなく、製材用動力の出力階層別製品出荷量割合（令和 5(2023) 年）では、出力数 75 kW 未満の小規模工場が全体出荷量の約 23% を占め、全国ベースの約 4% よりも大きな割合となっています。

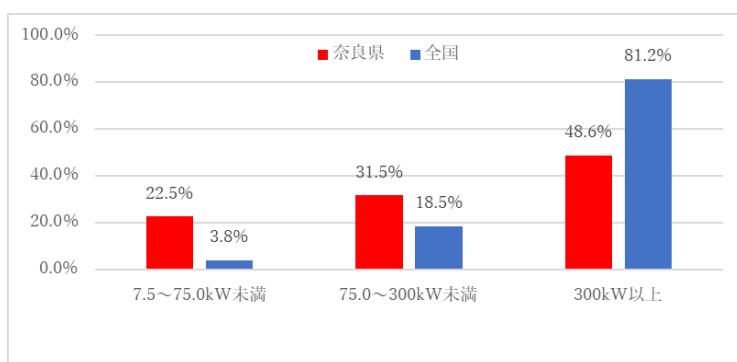
○こうした現状から、スケールメリットが働かず設備投資が難しい小規模工場では、製材工場間の連携などの効率化や、内装材・特注材など、意匠性・地域性の高い製品の提供を行い、中大規模工場では、JAS 認証材や構造材など、規格化された製品を大量生産するなど、両者の役割や強みを活かしながら、地域性や市場ニーズに応じた連携体制を築くことが必要です。

【製材用動力の出力階層別工場数の推移（奈良県）】



【出典：農林水産省 木材統計】

【製材用動力の出力階層別製品出荷量割合（令和 5 年）】



【出典：農林水産省 木材統計】

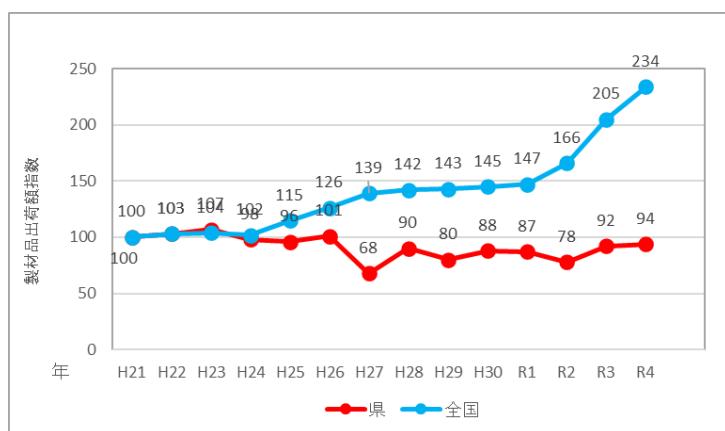
10. 製材品出荷額の減少

○全国の製材品出荷額は、平成 21(2009)年以降、緩やかに増加し、令和 4(2022)年は平成 21(2009)年の約 2.3 倍にあたる 8,876 億円となっています。これは、住宅部材として、品質・性能の確かな付加価値の高い人工乾燥材が、令和 5(2023)年では、平成 21(2009)年の約 1.8 倍の量が出荷されるなど、単価の高い製材品の需要が全国的に大きく増加したことや物価の高騰による影響が考えられます。

○本県の製材品出荷額は、平成 21(2009)年以降、緩やかに減少し、令和 4(2022)年は平成 21(2009)年の約 9 割にあたる 94 億円であり、1 割の減少となっています。この原因として、令和 4(2022)年の付加価値の高い人工乾燥材の出荷量が、平成 21 (2009) 年に比べて約 8 割に減少し、全出荷額の減少に影響を及ぼしたことが考えられます。

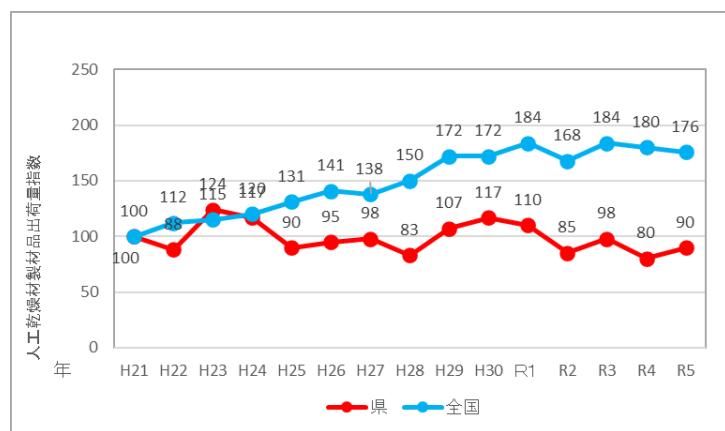
○今後、本県の木材産業の活性化には、人工乾燥材や JAS 認証材などの品質・性能・価格が「見える化」された付加価値の高い競争力のある製材品の供給量を伸ばすことが求められます。

【製材品出荷額指数の推移】



【出典：経済産業省 工業統計調査】

【人工乾燥材出荷量指数の推移】



【出典：農林水産省 木材統計】

1.1. 木材利用に対する意識

○令和5(2023)年10月に内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、様々な建物や製品に木材を利用すべきかとの問い合わせ、「利用すべきである」と回答した人の割合は約90%でした。その理由として、「触れた時に温もりが感じられるため」「気持ちが落ち着くため」を挙げた者が約5割以上を占め、木材利用に対する好感度の高さが推測されます。

○木材が利用されることを期待する施設としては、「保育園や学校などの保育施設・教育施設」が最も多く約70%、次に「旅館・ホテルなどの宿泊施設」が51%となったほか、「スポーツ・社会教育施設」や「病院や老人ホームなどの医療・福祉施設」はいずれも4割程度となっています。

○このように、木材利用に対する意識が高まっているなか、多くの人々が木材の利用を望む教育施設をはじめとする公共建築物や非住宅分野での県産材利用など、都市部での県産材の利用拡大を図ることにより、都市住民の森林・林業に関する理解の醸成が期待できます。

○一方で、木材製品を購入する際に原料となった木材の産地についてどのようなことを意識するかとの問い合わせ、「産地は特に意識しない」と回答した人の割合は約56%でした。また、「県民Webアンケート」(令和4(2022)年奈良県実施)によると、木製品を購入する際に木の産地を気にするかとの問い合わせ、「気にしない」と回答した人の割合は約66%でした。

○このように、消費者の多くが木材の産地を重視していないことから、県産材の利用を促進するためには、県産材の魅力を効果的に発信し、認知度と市場競争力を高め、「奈良県産材を選ぶ意味」を消費者に丁寧に伝えていくブランディングの取組が必要です。

森林と生活に関する世論調査結果	
問) 様々な建物や製品に木材を利用すべきだと思いますか。	
利用すべきである	45.4%
どちらかといえば利用すべきである	45.3%
どちらかといえば利用すべきでない	6.2%
あまり利用すべきでない	0.9%
問) どのような施設に木材が利用されることを期待しますか。 (複数回答)	
保育所などの保育施設や幼稚園、小・中学校などの教育施設	69.6%
旅館・ホテルなどの宿泊施設	51.1%
公園のスポーツ施設、図書館、公民館などの社会教育施設	45.4%
病院などの医療施設や老人ホームなどの福祉施設	36.8%
問) あなたは木材を使った製品を購入する場合、原料となった木材の産地についてどのようなことを意識しますか。	
国産材を使用していること	31.3%
国産材のうち生産された地域が明らかであること	9.7%
輸入材を使用していること	0.7%
輸入材のうち生産された地域が明らかであること	1.8%
産地は特に意識しない	55.7%
県民Webアンケート	
問) 木製品を購入する際は木の産地を気にしますか。	
気にしない	66.1%
気にする	33.9%

【出典：内閣府 「森林と生活に関する世論調査」 (令和5(2023)年10月)】

【出典：奈良県令和4年度「県民Webアンケート」第7回「奈良の木」についてお聞きします。(令和4(2022)年10月)】

第3編 理念・目標・施策の柱（8本柱）

1. 理念

本指針では、森林の有する木材生産や県土の保全、自然環境の保全などの多面的機能を将来にわたって持続的に発揮し続ける社会の実現に向けて、本県独自の新たな森林環境管理制度の推進に併せて、県産材利用の推進を図ることにより、森林と人とが良好な関係を築きながら、森林が県民の貴重な財産として引き継がれていくことを目指して、理念を次のように定めます。

「奈良県の豊かな森林と人が恒久的に共生する社会の創生」
～森林と人との良好な関係を永続的に築き続ける～

～私たちが目指す姿～

■ 施業放置林の解消に向けて整備が進み、森林の4機能を高度に発揮している森林が広がっています。

①災害に強い森林

表土が多様で豊かな植生に覆われ、保水力が高い土壌を維持しています。これにより、林地崩壊等の災害が発生しにくく、災害が発生した場合においてもその被害を低減させています。

②持続的に森林資源を供給する森林

路網の整備や機械化が進み、環境に配慮した効率的な森林資源の供給が持続的に行われています。多様な主体（県・市町村・森林組合・林業事業者等）の連携により森林が雇用の場となり、地域の経済を支えています。

③生物多様性が保全される森林

森林環境の適切な整備及び保全の促進により、森林における生物の多様性を保全する機能及びそれにより自然環境を持続的に保全する機能が高まっています。

④レクリエーション利用される森林

保健・文化・教育、景観や植生など森林が持つ様々な自然的要素を活かした森林利用が進み、多くの人々が森林で健康を回復し、地域に活気が満ちています。

■ 県産材の生産・利用拡大に合わせ、林業・木材産業が持続可能な産業として発展しています。

①奈良の木のブランド力向上により、国内外で県産材のマーケットが拡大しています。

②建築物や生活用品、バイオマスエネルギーなど県産材の多用途での利用が広がる中で、ニーズに応じた県産材の加工や流通の効率化・合理化が進められ、林業・木材産業が持続可能な産業として発展しています。

3. 施策の柱（8本柱）

理念及び目標の実現に向けて、以下に掲げる施策の柱（8本柱）により総合的かつ計画的に取り組みます。

I 新たな森林環境管理体制の推進

令和3年4月に開校した「奈良県フォレスター・アカデミー」において、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。

また、森林技術センターの研究成果をフォレスター・アカデミーのカリキュラムに反映するとともに、奈良県フォレスターの活動によって明らかになった課題を研究テーマとして取り上げることにより、各主体の連携を強化します。

また、新たな森林環境管理体制の推進の担い手となる奈良県フォレスターを引き続き市町村に配置するとともに、奈良県フォレスターがこれまで以上に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

また、林業事業者等における雇用の安定化、労働安全衛生水準の向上を図り、新たな森林環境管理制度を担う人材確保を促進します。

II 災害に強い森林づくり

適切に管理されている森林は、土砂の流出や崩壊といった災害を未然に防ぐ機能を高度に発揮します。一方、施業放置により荒廃が進む人工林は、この機能が低下し、災害が発生した際に被害の拡大の要因となります。これまで、県及び市町村は施業放置林の解消に取り組んできましたが、依然として施業放置林は多く存在しています。今後も引き続き、間伐を中心とした保育の実施、皆伐後の再造林、現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導等の森林施業を促進します。

また、伐採届をはじめとした森林計画制度や林地開発許可制度、保安林制度等の森林法の規定を適正に運用します。さらに、山地災害の予防・復旧に迅速に取り組むほか、災害関連の情報を国・市町村と共有するなどして、山地災害に適切に対応する体制の構築を目指します。

III 持続的に森林資源を供給する森林づくり

森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料など様々な資源を供給します。森林資源を生産することは、管理のために定期的に森林に入ることに繋がり、それにより森林の環境が維持されるという好循環が生まれます。また、適切に管理された森林からは、清浄な水が小川に流れ出るなどの副次的な森林資源も供給されます。

このような森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるよう、奈良県フォレスターと市町村が連携して森林経営計画などの計画作成を促進するとともに、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図ります。

さらに、森林から供給される木材の利用は、二酸化炭素を固定し続け化石燃料の利用を抑えることとなり、温室効果ガスの排出の抑制にも繋がることから、木材の搬出支援や未利用材の搬出促進などを図ります。

IV 生物多様性が保全される森林づくり

森林には、木本類・草本類・シダ類・コケ類等の植物、哺乳類・鳥類・は虫類・両生類・魚類・昆虫類等の動物などが多種多様に生息・生育しています。

適切に管理されていない針葉樹人工林では、生物多様性保全機能が低下することから、混交林への誘導、皆伐後の再造林の促進により、多種多様な動植物の生息・生育環境としての森林の保全を進めます。

また、集団的に樹木を枯死させる森林病害虫の防除、採食により下層植生に影響を及ぼすニホンジカの生息密度の適正化などに努めることにより、森林を生息・生育環境とする野生動植物の適正な保護管理を推進します。

V 森林のレクリエーション機能の強化

森林は、セラピー、エコツアーや文化体験、レクリエーション活動等の場となり、心身の健康を回復できる機会を提供してくれます。そのため、国立・国定公園をはじめとする自然公園の保全・活用や適切な森林の整備を進めるとともに、森林・里山等のレクリエーションでの活用を促進します。

また、森林の4機能や森林環境管理についての理解・関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識を醸成するため、森林をフィールドとしたイベントの開催や森林に関する環境教育の機会づくりに取り組みながら、これらの担い手となる人材を養成します。

これらの取組を通して、森林と人とが良好な関係を築きながら、交流人口の増加による山村地域の活性化を図り、森林を将来にわたって県民の貴重な財産として引き継いでいくことを目指します。

VI 県産材のブランド戦略の推進

奈良県には、日本最古の造林記録があり、500年以上の林業の歴史を有しています。また、密植・多間伐・長伐期などの独自の育林方法により、節が少なく、緻密な年輪、美しい色艶を持つ木材が生み出されます。こうした木材が使用される木材製品は、文化・歴史的な価値と、その継承により支えられる高い品質を併せ持ちはます。

県産材の更なる魅力発信のため、ブランドの持つ価値を再構築するとともに、効果的な情報発信により、ブランド力の向上を図ります。

また、新たな需要が期待される国内外のマーケットに向けて、ブランドのPRを行うことにより、販路開拓を目指す県内事業者の支援をします。

VII 県産材の需要拡大

住宅、公共建築物、商業施設や宿泊施設、暮らしの中で用いる木製品、エネルギーなど、多岐にわたる分野での県産材の利用を推進することにより、需要の拡大を図ります。

重点的な取組として、多くの人が利用する公共建築物に県産材を使用することで、消費者の木材利用への意識・理解度を高め、民間における住宅分野、商業施設や宿泊施設等の非住宅分野への利用拡大に繋げます。

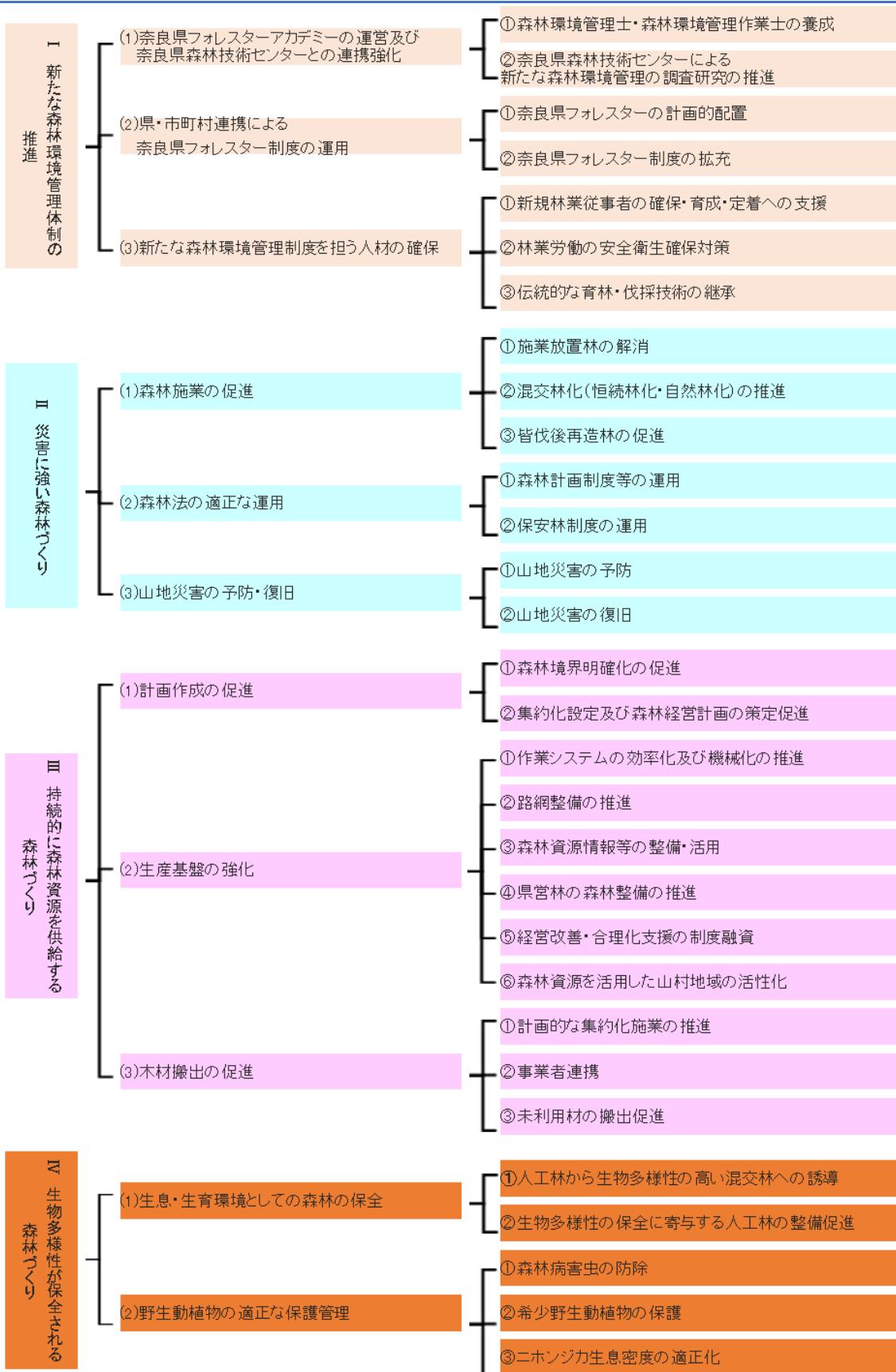
VIII 県産材の加工・流通の促進

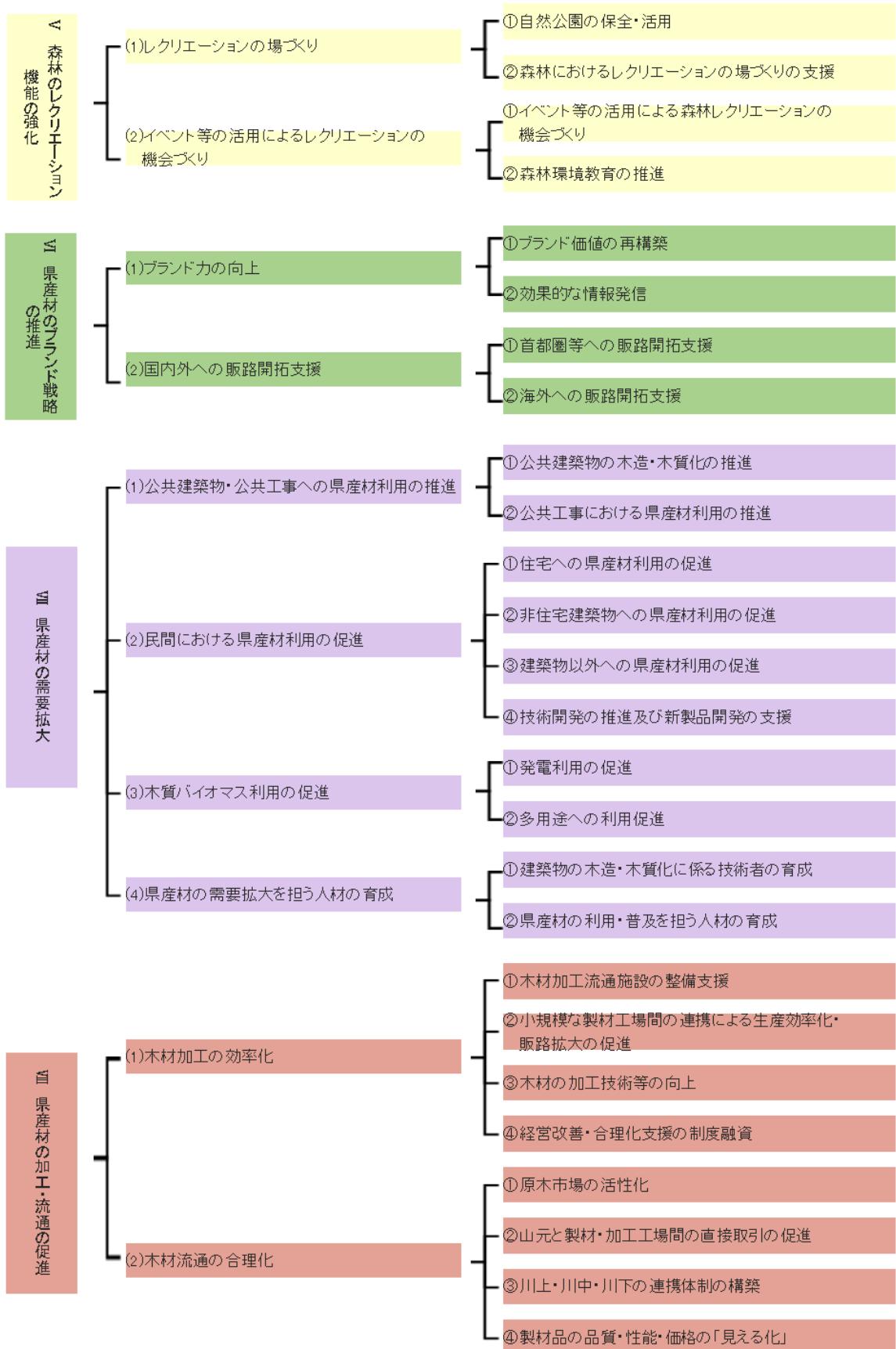
木材加工の生産効率化やコスト削減、品質向上等に向けた取組を支援するとともに、用途に応じた流通の合理化を促進し、競争力のある加工・流通体制の構築を図ります。

重点的な取組として、建築関係事業者に対して品質・性能を明示した製品が供給できるよう、素材生産事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の間で必要な情報を共有し、相互に協力連携して、県産材を効率的・合理的に流通させる体制を整備します。

第4編 施策の展開

1. 施策体系





2. 施策の柱

| 新たな森林環境管理体制の推進

施策の方向

令和3年4月に開校した「奈良県フォレスター・アカデミー」において、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。

また、森林技術センターの研究成果をフォレスター・アカデミーのカリキュラムに反映するとともに、奈良県フォレスターの活動によって明らかになった課題を研究テーマとして取り上げることにより、各主体の連携を強化します。

また、新たな森林環境管理体制の推進の担い手となる奈良県フォレスターを引き続き市町村に配置するとともに、奈良県フォレスターがこれまで以上に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

また、林業事業者等における雇用の安定化、労働安全衛生水準の向上を図り、新たな森林環境管理制度を担う人材確保を促進します。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)	施策
森林環境管理士・森林環境管理作業士の養成の状況を評価する指標として活用	森林環境管理士・森林環境管理作業士 資格取得者数（累計）	60人 (R3-6 累計)	172人 (R3-12 累計)	奈良県フォレスター・アカデミーの運営及び奈良県森林技術センターとの連携強化
奈良県フォレスターの市町村配置の状況を評価する指標として活用	奈良県フォレスターの配置人数 (累計)	9人 (R5-6 累計)	30人 (R5-12 累計)	県・市町村連携による奈良県フォレスター制度の運用
森林環境管理を担う人材の確保の状況を評価する指標として活用	林業の新規従事者数 (期間累計)	127人 (R3-6 累計)	191人 (R8-12 累計)	新たな森林環境管理制度を担う人材の確保

施策の概要

(1)奈良県フォレスター・アカデミーの運営及び奈良県森林技術センターとの連携強化

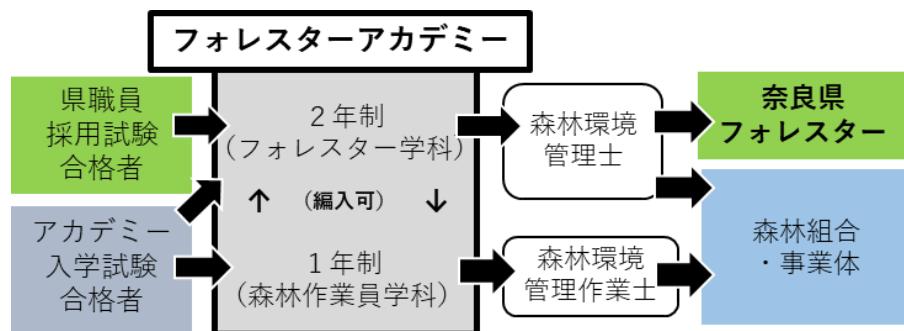
令和3年4月に開校した奈良県フォレスター・アカデミーにおいて、森林環境の維持向上に関する専門的な知識を有し、かつそれを実践できる技術、技能を備えた人材（森林環境管理士・森林環境管理作業士）を養成します。

また、新たな森林環境管理では、広葉樹植栽や天然更新による混交林（恒続林・自然林）への誘導等を推進するために、その技術や誘導方法に関する調査研究を継続的に実施していきます。

目標 森林環境管理士・森林環境管理作業士を計画的に養成します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
森林環境管理士・森林環境管理作業士の養成の状況を評価する指標として活用	森林環境管理士・森林環境管理作業士 資格取得者数（累計）	60人 (R3-6累計)	172人 (R3-12累計)



①森林環境管理士・森林環境管理作業士の養成

奈良県フォレスター・アカデミーのフォレスター学科（2年制）において森林環境管理を実践・指導する「奈良県森林環境管理士」を、森林作業員学科（1年制）において森林の作業現場で高度な技能を発揮できる「奈良県森林環境管理作業士」を養成します。

事業例

- 奈良県フォレスター・アカデミーの運営
- オープンキャンパスの開催
- 市町村や林業事業者等と連携したインターンシップの実施
- 就業準備給付金の給付
- フォレスター交流サロンを活用した情報共有（在校生・卒業生・県・市町村・林業事業体等）

②奈良県森林技術センターによる新たな森林環境管理の調査研究の推進

新たな森林環境管理を推進するため、スイス型林業の試験地（十津川村内、川上村内）の分析・調査を継続しながら、本県にふさわしい人工林の恒続林化のための技術・手法等の調査研究に取り組みます。

事業例

- スイス型林業の試験地（十津川村内、川上村内）の分析・調査
- 人工林の恒続林化のための技術・手法等の調査研究
- 紀伊半島3県連携による森林環境管理の推進方策等の研究
- 混交林化の効果調査

(2)県・市町村連携による奈良県フォレスター制度の運用

県は、職員（森林管理職）を奈良県フォレスター・アカデミーで研修させ、奈良県フォレスターとして任命し、令和5年4月より市町村に配置しています。

奈良県フォレスターは、市町村に長期派遣され、地域の状況に応じた森林環境管理の推進役を担います。

また、奈良県フォレスターが継続的かつ最大限に能力を発揮するために必要となる奈良県フォレスター制度の拡充など、環境づくりに取り組みます。

目標 奈良県フォレスターを市町村に計画的に配置します

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
奈良県フォレスターの市町村配置の状況を評価する指標として活用	奈良県フォレスターの配置人数(累計)	9人 (R5-6累計)	30人 (R5-12累計)

① 奈良県フォレスターの計画的配置

奈良県フォレスターに任命する予定の奈良県職員（森林管理職）に森林環境管理士資格を取得させ、市町村に計画的に配置します。奈良県フォレスターは、市町村から県が受託する森林法に基づく伐採届に関する事務や森林経営管理法に基づく計画業務などを行い、地域の状況に応じた森林環境管理を推進します。

事業例

- 奈良県フォレスターの養成
- 奈良県フォレスターの市町村配置

② 奈良県フォレスター制度の拡充

市町村に配置した奈良県フォレスターが継続的かつ最大限に能力を発揮するために必要となる、森林技術センターや農林振興事務所、本庁による支援や、キャリアアップに向けた制度の拡充に取り組みます。

事業例

- 市町村に配置したフォレスターのフォローアップ
- 奈良県フォレスターのキャリアアップ制度の確立

(3)新たな森林環境管理制度を担う人材の確保

県内の林業従事者数は平成27年には690人、令和2年には550人と減少傾向にあります。計画期間最終年度である令和12年度の施業面積(6,100ha/年)に対応するためには、高性能林業機械の導入等労働生産性の向上を考慮したとしても、5年間で191人の新規従事者が必要となります。

このため、奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成の他、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業や林業就業支援講習会などを通して、新規の従事者を確保・育成するとともに、効率的かつ安定的な林業経営を行う「地域の中核的な林業事業体」を育成し、雇用条件や労働安全衛生水準の向上といった雇用管理の改善を促進することにより、林業就業従事者が安心して就業し、働く環境の整備に取り組みます。

さらに、吉野林業に代表される質の高い木材生産を次の世代に繋げていくため、その育林技術や高齢級・大径材伐採技術の継承を図ります。

目標 森林環境管理を担う人材を確保します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
森林環境管理を担う人材の確保の状況を評価する指標として活用	林業の新規従事者数（期間累計）	127人 (R3-6累計)	191人 (R8-12累計)

①新規林業従事者の確保・育成・定着への支援

新規林業従事者の確保・育成・定着に向け、奈良労働局、奈良県林業労働力確保支援センター、奈良県森林組合連合会、奈良県フォレスター・アカデミー等と連携して、就業希望者への情報提供、合同会社説明会などを実施することにより、雇用のマッチングや新規就労に関する広報・啓発活動等に取り組みます。

さらに、効率的かつ安定的な林業経営を行う「地域の中核的な林業事業体」の育成を図り、林業従事者が安心して就業し、働く環境の整備に取り組みます。

事業例

○新規林業従事者確保等のための関係団体支援

- ・奈良県林業労働力確保支援センター、奈良県森林組合連合会による合同会社説明会開催
- ・奈良県林業労働力確保支援センターによる雇用管理講習会開催

○地域の中核となる林業事業体の育成

③ 林業労働の安全衛生確保対策

林業従事者の安定的な確保及び計画的な若返りを図るため、奈良県林業労働力確保支援センターと連携し、雇用関係の明確化、雇用の安定化、労働安全衛生水準の向上、雇用条件の改善など林業従事者が安心して就業できる取組を推進するとともに、林業・木材製造業労働災害防止協会奈良県支部と連携して総合的な安全衛生講習の受講を促します。また、労働強度の軽減となる高性能林業機械等の導入支援に取り組みます。

事業例

○林業事業者に対する雇用管理・改善指導

○林業労働の安全衛生確保対策の巡回指導

○特殊健康診断の促進

○高性能林業機械等の導入支援（森林組合、林業事業者等）

④ 伝統的な育林・伐採技術の継承

吉野林業に代表される高品質で付加価値の高い木材を生産する育林技術や、高齢級・大径材の伐採技術の継承に取り組みます。

事業例

○育林・保育の促進

○高度な林業技術の継承促進

II 災害に強い森林づくり

施策の方向

適切に管理されている森林は、土砂の流出や崩壊といった災害を未然に防ぐ機能を高度に発揮します。一方、施業放置により荒廃が進む人工林は、この機能が低下し、災害が発生した際に被害の拡大の要因となります。これまで、県及び市町村は施業放置林の解消に取り組んできましたが、依然として施業放置林は多く存在しています。今後も引き続き、間伐を中心とした保育の実施、皆伐後の再造林、現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導等の森林施業を促進します。

また、伐採届をはじめとした森林計画制度や林地開発許可制度、保安林制度等の森林法の規定を適正に運用します。さらに、山地災害の予防・復旧に迅速に取り組むほか、災害関連の情報を国・市町村と共有するなどして、山地災害に適切に対応する体制の構築を目指します。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)	施策
施業放置林の解消への取組を評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積（期間累計）	227ha (R3-6 累計)	380ha (R8-12 累計)	森林施業の促進
伐採届（皆伐）等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	市町村の伐採届に関する事務を県が受託している市町村の割合	26%	62%	森林法の適正な運用
被災危険度の高い危険度A判定の危険地区における治山事業の実施を評価する指標として活用	山地災害危険地区（危険度A）における治山事業実施箇所数	一 (6箇所 (R7))	30箇所	山地災害の予防・復旧

施策の概要

(1)森林施業の促進

令和7年4月現在、県内的人工林面積（171千ha）のうち、66千haが施業放置状態となっており、下層植生が消失し土壌がむき出しとなっている特に深刻な施業放置林を整備します。適正に管理されている森林においても、林業の不振・林業従事者の高齢化等により、今後、管理されない森林が増加することが懸念されることから、施業放置林とならないよう間伐等の保育を推進します。

また、針葉樹と広葉樹が混交する森林は、地中部では根が複雑に張り巡り、地上部では複数の樹種・高さの異なる樹木と草本類に覆われることから、土砂が崩壊しにくく、崩壊した場合にも土砂を受け止める効果が高くなるため、スギ・ヒノキ人工林を混交林に誘導します。

加えて、皆伐後、再造林や天然更新されない造林未済地は、このまま放置すると土砂の崩壊等の災害を誘発する恐れがあります。そのため、皆伐後の確実な再造林を図ります。

目標 施業放置林の解消を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
施業放置林の解消への取組を評価する 指標として活用	混交林への誘導整備面積（期間累計）	227ha (R3-6 累計)	380ha (R8-12 累計)

① 施業放置林の解消

手入れが遅れ、荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、間伐を進めることで森林の公益的機能を回復させるとともに、広葉樹を植栽することにより混交林への誘導を図ります。また、適正に管理されているスギ・ヒノキ人工林が将来的に施業放置状態にならないよう、継続して管理する取組を支援します。

事業例

- 集落や道路等の近傍における恒続林化の促進
- 市町村による施業放置林整備の促進
- 森林経営管理法に基づく市町村による森林整備の促進
- 造林事業の促進（森林所有者・林業事業者実施）
- 保安林の計画的整備
- 目指すべき森林（恒続林、適正人工林、自然林、天然林）への誘導
- 航空レーザ解析による施業放置林の実態把握

② 混交林化（恒続林化・自然林化）の推進

スギ・ヒノキ人工林において、集落や道路等の近傍では恒続林への誘導を図ります。また、道路からの距離が遠い、地形が急峻等の林業経営の条件が悪い場所や標高が高くスギ・ヒノキ等の生育が悪い地域の森林では、自然林に誘導します。

事業例

- 恒続林化施業計画の作成・実施
- 県有林恒続林化モデル整備
- 県・市町村による混交林化の推進
- 現地の状況に応じた多様な手法による混交林への誘導

③ 皆伐後再造林の促進

スギ・ヒノキ人工林の皆伐跡地は、森林の公益的機能が損なわれた状態となり、無立木の状態が長年続くと土砂の崩壊の発生リスクが高くなることから、伐採から植栽までの一貫作業や計画的な再造林を促進します。

事業例

- 造林事業の促進（森林所有者・林業事業者実施）
- 花粉症対策苗の植栽への支援
- 伐採から植栽までの一貫作業への支援
- ニホンジカ等による食害防止対策への支援
- 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の周知・指導

(2)森林法の適正な運用

森林の防災機能を強化するためには、計画的な森林整備や無秩序な開発の抑制などが必要です。森林法に規定される「伐採届」や「林地開発許可の申請」、「保安林での伐採に関する届出・申請」は、森林所有者や林業事業者などが行う伐採の計画・方法を管理する重要な手続きとなります。

このため、奈良県フォレスターを推進力に、県と市町村が連携して構築した新たな森林環境管理体制のもとで、伐採届等の内容を審査するとともに、伐採や植栽等が計画どおりに進められているかを確認・指導するなど、森林法の適正な運用を図ります。

目標 伐採届（皆伐）等の審査・指導等を強化します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
伐採届（皆伐）等の審査・指導等の強化を評価する指標として活用	市町村の伐採届に関する事務を県が受託している市町村の割合	26%	62%

① 森林計画制度等の運用

森林法に規定される伐採届を活用し、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林環境管理を推進します。また、無秩序な開発を抑制し、森林の有する公益的機能を維持するため、森林計画制度や林地開発許可制度に関する業務の円滑・適正な運用に努めます。

事業例

- 奈良県フォレスターによる伐採届等の審査・指導
- 地域森林計画の作成
- 森林経営計画の認定（実施主体：森林所有者、林業事業者等）
- 林地開発許可申請の運用
- 関係部局や市町村等と連携した土地の改変に関する協働監視・情報共有

② 保安林制度の運用

水源かん養、県土保全など森林の公益的機能を發揮させるため、保安林の指定や適切な管理に関する業務の円滑・適正な運用に努めます。

事業例

- 保安林の指定、解除
- 保安林に関する各種届出・申請の審査・指導

(3)山地災害の予防・復旧

気候変動に伴い局地的豪雨が頻発する傾向にあることから、山地災害が発生しやすい状況となっています。平成23年の紀伊半島大水害では多数の山地崩壊が発生し、人家やライフラインに大きな被害を与えましたが、最近では令和5年梅雨前線による豪雨等により新たな山地災害が発生しています。地形が急峻で地質が脆弱な本県においては、このような山地災害の発生防止や被害の抑制が課題となっています。

国では、令和7年6月に「第1次国土強靭化実施中期計画」を閣議決定し、「推進が特に必要となる施策」として「山地災害危険地区等における治山対策」を位置づけています。県においても優先度の高い被災箇所の計画的な復旧を図りつつ、被災危険度の高い山地災害危険地区（以後「危険地区」という。）における重点的な山地災害の発生予防に努めます。

目標 被災危険度の高い危険地区において、治山施設の整備を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
被災危険度の高い危険度A判定の危険地区における治山事業の実施を評価する指標として活用	山地災害危険地区（危険度A）における治山事業実施箇所数	一 (6箇所 R7)	30箇所

① 山地災害の予防

被災危険度の高い山地災害危険地区において、治山施設の整備等を推進します。

事業例

○山地災害を未然に防止するための治山施設整備等

② 山地災害の復旧

豪雨等により発生した山地災害を復旧するための施設整備に取り組みます。

事業例

○山地災害を復旧するための治山施設整備

III持続的に森林資源を供給する森林づくり

施策の方向

森林は、木材をはじめ、木の実・きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料など様々な資源を供給します。森林資源を生産することは、管理のために定期的に森林に入ることに繋がり、それにより森林の環境が維持されるという好循環が生まれます。また、適切に管理された森林からは、清浄な水が小川に流れ出るなどの副次的な森林資源も供給されます。

このような森林資源を持続的に生産し、森林から安定的に収益を得ることができるように、奈良県フォレスターと市町村が連携して森林経営計画などの計画作成を促進するとともに、林業機械化や路網整備の推進、森林資源情報の把握など生産基盤の強化を図ります。

さらに、森林から供給される木材の利用は、二酸化炭素を固定し続け化石燃料の利用を抑えることとなり、温室効果ガスの排出の抑制にも繋がることから、木材の搬出支援や未利用材の搬出促進などを図ります。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)	施策
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% (R5)	11%	計画作成の促進
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	素材生産の生産性（間伐）	3.2 m ³ /人日	4.5 m ³ /人日	生産基盤の強化
木材搬出促進を評価する指標として活用	木材生産量 (A材・B材・C材)	16.9万m ³ /年 A:5.5万m ³ /年 B:2.2万m ³ /年 C:9.2万m ³ /年	22万m ³ /年 A:11万m ³ /年 B:2万m ³ /年 C:9万m ³ /年	木材搬出の促進

施策の概要

(1) 計画作成の促進

本県は、森林の所在する市町村以外に居住する不在村者が所有する森林の割合が高いことから、森林所有者の特定ができない森林や、所有境界が不明確な森林が多く存在しています。また、小規模経営（5ha未満）の林家が88%を占めていることから、林業の基盤となる路網の整備に支障が生じたり、伐採搬出作業が非効率となる原因となっています。今後さらに森林所有者の高齢化や相続による世代交代が進むなか、効率的な森林整備を推進し、地域の森林を持続的に管理経営していくためには、長期的な森林経営計画の策定が必要です。

このため、奈良県フォレスターを中心として、県、市町村、森林組合、林業事業者等が連携して、森林所有者の特定や境界の明確化、施業の集約化を支援し、森林経営計画の策定を促進します。

目標 森林経営計画の策定を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
森林経営計画策定の進捗を評価する指標として活用	森林面積に対する森林経営計画策定率	5% (R5)	11%

① 森林境界明確化の促進

小規模所有森林の施業を集約化するために、森林所有者の特定ができない、境界が不明確な森林について、奈良県フォレスターと県林業普及指導職員、市町村、森林組合、林業事業者等が連携して、森林所有者の特定及び境界の明確化を促進します。

事業例

- 市町村による森林の境界明確化作業の促進
- 航空レーザ測量による森林資源情報の活用促進
- 森林クラウドの構築・運営

② 集約化設定及び森林経営計画の策定促進

計画的な森林施業を推進するため、奈良県フォレスターと県林業普及指導職員、市町村、森林組合、林業事業者等が連携して小規模所有森林の施業を集約化し、森林経営計画の策定を促進します。また、研修会の開催やアドバイザー派遣等の支援を併せて実施することにより、J-クレジット（森林経営活動）の登録の前提となる中長期的な森林経営計画の策定を推進します。

事業例

- 森林所有者、林業事業者等による森林経営計画策定の促進
- J-クレジット制度への登録・認証の促進（アドバイザー派遣・研修会の実施等）

(2)生産基盤の強化

本県における林内路網密度（「公道等」、「林道」及び「作業道」の現況延長の合計を森林面積で除した数値。）は、全国平均 27.0m/ha に対し、19.8m/ha (R5) であり、林業機械の導入についても、人工林面積 10,000ha 当たりの導入機械台数は、全国平均 14.9 台に対して奈良県は 8.6 台(R5)となっています。

森林から安定的に木材を生産するため、森林経営計画や恒続林化施業計画等と連動させ、「林道の整備」、「奈良型作業道の整備」、「高性能林業機械等の導入」、「架線集材施設の設置」等の生産基盤の強化を図ります。

また、効率的な木材生産を行うため、航空レーザ測量による精度の高い森林資源情報・詳細な地形情報を整備し、その解析データを市町村に提供し活用を促進します。

目標 林内路網整備、高性能林業機械等の導入、架線集材施設の設置などによる生産基盤の強化を図ります。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
生産基盤の強化度合いを評価する指標として活用	素材生産の生産性（間伐）	3.2 m ³ /人日	4.5 m ³ /人日

① 作業システムの効率化及び機械化の推進

大規模集約化団地における作業システムの効率化を図るため、森林組合、林業事業者等に対して「高性能林業機械等の導入」及び「架線集材施設の設置」を支援します。

事業例

- 高性能林業機械等の導入支援（森林組合、林業事業者等）
- 架線集材施設の設置支援（森林組合、林業事業者等）
- 奈良県林業機械化推進センターの運営

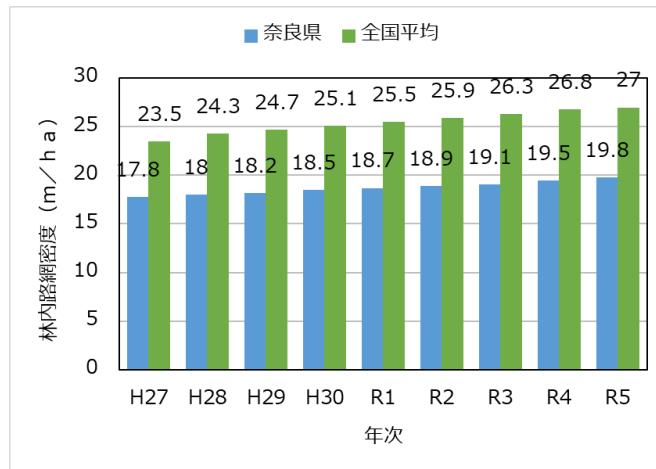


② 路網整備の推進

県・市町村等が整備・管理する林道を基軸にして、森林組合、林業事業者等が、集約化団地等において効率的な木材搬出を行うために実施する枝線の作業道（奈良型作業道）整備を促進します。

事業例

- 県・市町村による林道整備
- 森林組合、林業事業者等による奈良型作業道整備の促進



③ 森林資源情報等の整備・活用

路網整備、木材生産を効率的に促進するため、森林 GIS 等を活用して、航空レーザ測量により精度の高い森林資源・地形情報を計画的に整備し、活用を図ります。また、県・市町村・林業事業者等において、森林クラウドを導入することにより、森林資源情報のさらなる利活用の推進を図ります。

事業例

- 航空レーザ測量による森林資源・地形情報のデータ化
- 森林クラウドの構築・運営
- 市町村・林業事業体等との情報の共有及び利活用の促進

④ 県営林の森林整備の推進

恒続林への誘導技術の普及定着のため、モデル的に整備するなど、県営林の計画的な整備・管理を行います。

事業例

- 県営林の整備（保育、木材生産）
- 県有林恒続林化モデル整備

⑤ 経営改善・合理化支援の制度融資

林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金の制度融資による支援を行います。

事業例

- 林業・木材産業改善資金による融資
- 木材産業等高度化推進資金による融資

⑥ 森林資源を活用した山村地域の活性化

県産材（加工品を含む）及び地域の特用林産（きのこ、山菜等）などを地域資源として発掘し、販売促進を図ることにより、山村地域の活性化を図ります。

事業例

- 山村振興計画（市町村）の策定・見直しによる地域活性化の促進

(3)木材搬出の促進

新たな森林環境管理制度の推進に合わせ、奈良県フォレスター、市町村、森林組合等の連携を強化し、施業地からの木材搬出（A材・B材・C材）を促進します。

恒続林や自然林への誘導により発生する木材（未利用材含む）の搬出についても積極的に取り組みます。

目標 施業地からの計画的な木材搬出（A材・B材・C材）を促進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
木材搬出促進を評価する指標として 活用	木材生産量 (A材・B材・C材)	16.9万m ³ /年 A:5.5万m ³ /年 B:2.2万m ³ /年 C:9.2万m ³ /年	22万m ³ /年 A:11万m ³ /年 B:2万m ³ /年 C:9万m ³ /年

① 計画的な集約化施業の推進

森林所有者、森林組合、林業事業者等が行う、森林経営計画等に基づいた計画的な森林施業を促進します。

事業例

- 森林経営計画等に基づく造林事業の促進（森林所有者、森林組合、林業事業者等実施）
- A材・B材・C材の効率的搬出の促進
- 搬出木材の山土場から市場等への運搬支援（森林組合、林業事業者等）

② 事業者連携

施業地を集約化し、森林の伐採・搬出作業をより効率化するため、森林組合、林業事業者等が各々の能力、強みを活かした事業者間連携を促進します。

事業例

- 木材安定供給団地等における事業者間連携の促進

③ 未利用材の搬出促進

施業放置林等を恒続林や適正人工林等に誘導する際に発生する間伐材等について、出来る限り未利用材とならないよう、その搬出を促進します。

事業例

- 搬出木材の山土場から市場等への運搬支援（森林組合、林業事業者等）
- 林地残材を売りたい森林所有者と林地残材を買いたい事業者とのマッチング支援
- C材を含めた全木材の効率的搬出の促進

IV 生物多様性が保全される森林づくり

施策の方向

森林には、木本類・草本類・シダ類・コケ類等の植物、哺乳類・鳥類・は虫類・両生類・魚類・昆虫類等の動物などが多く生息・生育しています。

適切に管理されていない針葉樹人工林では、生物多様性保全機能が低下することから、混交林への誘導、皆伐後の再造林の促進により、多種多様な動植物の生息・生育環境としての森林の保全を進めます。

また、集団的に樹木を枯死させる森林病害虫の防除、採食により下層植生に影響を及ぼすニホンジカの生息密度の適正化などに努めることにより、森林を生息・生育環境とする野生動植物の適正な保護管理を推進します。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)	施策
生物多様性の保全に繋がる取り組みを評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積（期間累計）	227ha (R3-6 累計)	380ha (R8-12 累計)	生息・生育環境としての森林の保全
病害虫・野生動植物の適正管理を評価する指標として活用	林業被害実損区域面積（病虫獣害）	191ha (R5)	160ha	野生動植物の適正な保護管理

施策の概要

(1)生息・生育環境としての森林の保全

森林には、高木・中木・低木・下層植生などが複雑に生育することから、光・温度・湿度などの環境条件が場所によって異なり、さまざまな動植物の存在を可能にしています。

本県の森林構成の特徴として、人工林が森林に占める割合は全国平均（41%）を上回る 61%ありますが、林業を通じて適切に管理された人工林は、原生的な天然林や、二次的な里山林と同様に、本県の生物多様性の保全に寄与してきました。

しかし、長引く林業の不振などから、適切に管理されていない人工林が増加するなか、生物多様性保全機能の低下が懸念されています。

今後、間伐や伐採後の再造林等、人工林の適切な管理を推進するとともに、施業放置された人工林を、より生物多様性保全機能が高い混交林へ誘導することで、多くの動植物が生息・生育できる森林づくりを推進します。

目標 生物多様性の保全に繋がる森林づくりを推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
生物多様性の保全に繋がる取り組みを評価する指標として活用	混交林への誘導整備面積（期間累計）	227ha (R3-6 累計)	380ha (R8-12 累計)

①人工林から生物多様性の高い混交林への誘導

適切に管理されていないことで生物多様性の低下が懸念される人工林を、多様な動植物の生息・生育が期待される混交林（恒続林・自然林）に誘導します。

事業例

- 恒続林化施業計画の作成・実施
- 県有林恒続林化モデル整備
- 県・市町村による自然林混交林化の促進推進

②生物多様性の保全に寄与する人工林の整備促進

間伐等の森林整備を促進し、人工林における生物多様性を保全します。また、皆伐跡地における植栽や天然更新等を適切に行うことで、健全な森林環境を維持します。

事業例

- 造林事業の促進（森林所有者・林業事業者実施）
- ニホンジカ等による食害防止対策への支援
- 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の周知・指導

(2)野生動植物の適正な保護管理

ナラ枯れ、マツ枯れ等、樹木の集団的な枯死を引き起こす森林病害虫の防除対策を進めます。

奈良県野生生物目録（H29）に記載のある生物 11,222 種のうち、絶滅の恐れがある野生動植物は 1,535 種と全体の 13.7% を占めています。森林における生物多様性の保全を図るため、奈良県特定希少野生動植物の保護管理、各種法令規制・指導の徹底、普及啓発に取り組みます。

また、近年生息数が増加するとともに生息域が拡大し、生態系や農林業への被害が拡大・深刻化しているニホンジカや、目撃情報や集落への出没件数が増加し、林業被害や人身被害も懸念されているツキノワグマ等の野生動物について、適正な保護管理を推進します。

目標 野生動植物の適正な保護管理を推進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
病害虫・野生動植物の適正管理を評価する指標として活用	林業被害実損区域面積（病虫獣害）	191ha (R5)	160ha

① 森林病害虫の防除

森林病害虫により一定の樹種が大量に枯死する被害（ナラ枯れ、マツ枯れ等）を予防するとともに、森林病害虫の駆除により被害拡大を防ぐ取り組みを推進します。

事業例

- 被害状況の把握
- 薬剤の注入等による被害予防対策の促進
- 被害木の伐採と材内の森林病害虫駆除等による被害拡大対策の促進

② 希少野生動植物の保護

定期的に奈良県版レッドデータブックを改訂して保護の必要性がある種を明らかにするとともに、その適正な保護を図るため、奈良県特定希少野生動植物の保護管理、各種法令規制・指導の徹底、普及啓発に取り組みます。

また、ツキノワグマを集落に寄せ付けない取組や、被害軽減のための普及啓発を実施するなど、適正な保護管理を推進します。

事業例

- 生物多様性なら戦略協働推進事業の推進
- 特定希少野生動植物保護管理事業計画の見直し、保護管理事業の実施
- 奈良県版レッドデータブック・奈良県野生生物目録等の改訂
- 自然公園法・鳥獣保護管理法・外来生物法等による規制・指導
- 被害軽減に向けたツキノワグマの保護と管理

③ ニホンジカ生息密度の適正化

野生のニホンジカによる植栽した苗木や天然に発芽した稚樹の採食被害を軽減し、森林の再生や生物多様性の向上を促進するため、生息数が増加したニホンジカの個体数管理を実施します。

事業例

- 保護管理事業計画の策定・推進
- ニホンジカ生息密度の適正化、植生の被害防止
- ニホンジカの捕獲技術の向上支援
- 捕獲技術者の育成・確保

Ⅴ 森林のレクリエーション機能の強化

施策の方向

森林は、セラピー、エコツアー、文化体験、レクリエーション活動等の場となり、心身の健康を回復できる機会を提供してくれます。そのため、国立・国定公園をはじめとする自然公園の保全・活用や適切な森林の整備を進めるとともに、森林・里山等のレクリエーションでの活用を促進します。

また、森林の4機能や森林環境管理についての理解・関心を深め、森林と人との恒久的な共生に関する意識を醸成するため、森林をフィールドとしたイベントの開催や森林に関する環境教育の機会づくりに取り組みながら、これらの担い手となる人材を養成します。

これらの取組を通して、森林と人とが良好な関係を築きながら、交流人口の増加による山村地域の活性化を図り、森林を将来にわたって県民の貴重な財産として引き継いでいくことを目指します。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)	施策
森林の利用者数を評価する指標として活用	自然公園等の利用者数	10,970千人/年 (R5)	14,000千人/年 (R12)	レクリエーションの場づくり
イベント等の活用を評価する指標として活用	体験学習（森の学校）への参加者数（期間累計）	2,109人 (R3-6累計)	3,100人 (R8-12累計)	イベント等の活用によるレクリエーションの機会づくり

施策の概要

(1) レクリエーションの場づくり

奈良県森林環境税県民等意識調査（令和6年度実施）では、回答者の約50%が年に数回以上森林に立ち入っていることがわかりました。国立、国定公園をはじめとする自然公園でのレクリエーション利用者は、新型コロナウィルスの影響により一時的に減少しましたが、その後、増加傾向にあります。

県民が気軽に森林に立ち入り、快適にレクリエーション活動を行えるよう、自然公園の保全・活用やレクリエーション機能を有する森林の整備を進めるとともに、森林・里山等におけるレクリエーション活動の活性化を図ります。

目標 森林をレクリエーションの場とする利用者を増やします。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
森林の利用者数を評価する指標として活用	自然公園等の利用者数	10,970千人/年 (R5)	14,000千人/年 (R12)

① 自然公園の保全・活用

国立・国定公園をはじめとする自然公園の保全を図るとともに、その魅力を高め、利用者の利便性を向上させるため、遊歩道、トイレ、ビューポイント等の施設整備を推進します。

事業例

- 国立・国定公園や県立自然公園の施設整備（遊歩道、トイレ、ビューポイント等）
- 長距離自然歩道の施設整備（案内サイン、休憩所等）
- 自然公園等利活用促進の情報発信

② 森林におけるレクリエーションの場づくりの支援

レクリエーション活動の場にふさわしい森林の整備を進めるとともに、県民が気軽に参加できる、森林や里山等をフィールドとしたレクリエーション活動を支援します。

事業例

- 県有林恒続林化モデル整備
- 森林をフィールドとしたレクリエーション活動の推進
- ボランティア等による森林・里山等におけるレクリエーション活動の支援

(2) イベント等の活用によるレクリエーションの機会づくり

森林は、セラピー、エコツアー、文化体験、レクリエーション活動等の場となり、心身の健康を回復できる機会を提供してくれます。

このような森林の持つレクリエーション機能への理解・関心を深め、森林と人との恒久的な共生の意識を醸成させるためにも、森林をフィールドとしたイベントの開催や森林に関する環境教育の機会づくりに取り組み、その成果を地域の活性化に繋いでいきます。

目標 イベント等を活用して森林のレクリエーション機能を強化します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
イベント等の活用を評価する指標として活用	体験学習(森の学校)への参加者数(期間累計)	2,109人 (R3-6累計)	3,100人 (R8-12累計)

① イベント等の活用による森林レクリエーションの機会づくり

多くの県民・来訪者が森林にふれあう機会を持てるよう、森林をフィールドにしたイベント等を企画・開催し、地域のにぎわいづくりや活性化を図ります。

事業例

- 自然、歴史文化、景観等、森林の特性を活かしたイベントの開催
- フォレスター・アカデミーの学生等による森林レクリエーション活動の実施
- 第77回全国植樹祭の開催とそれを契機とした県民参加型緑化運動の推進
- 「奈良県山の日・川の日」「山と川の月間」イベントガイドブックの作成・配布

② 森林環境教育の推進

県民が森林環境の維持向上に対する理解を深め、森林との共生を実感できるよう、森林での体験型森林環境教育の実施、普及啓発に取り組みます。

事業例

- 「森の学校」の開催
- 森林環境教育活動への支援
- 森林環境教育副読本の作製・配布
- 森林環境教育の指導者の養成

VI 県産材のブランド戦略の推進

施策の方向

奈良県には、日本最古の造林記録があり、500年以上の林業の歴史を有しています。また、密植・多間伐・長伐期などの独自の育林方法により、節が少なく、緻密な年輪、美しい色艶を持つ木材が生み出されます。こうした木材が使用される木材製品は、文化・歴史的な価値と、その継承により支えられる高い品質を併せ持ります。

県産材の更なる魅力発信のため、ブランドの持つ価値を再構築するとともに、効果的な情報発信により、ブランド力の向上を図ります。

また、新たな需要が期待される国内外のマーケットに向けて、ブランドのPRを行うことにより、販路開拓を目指す県内事業者の支援をします。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)	施策
県産材の認知度を評価する指標として活用	ポータルサイトのユニークユーザー数	43,066人	70,000人	ブランド力の向上
県産材の販路開拓支援を評価する指標として活用	販路開拓を目指す事業者への勉強会等の参加事業者数	8事業者/年度	30事業者/年度	国内外への販路開拓支援

施策の概要

(1) ブランド力の向上

これまで発信してきた県産材の魅力（優れた材質や美しさ）に加え、県産材を代表するブランドである吉野材の文化的・歴史的な背景を新たな視点としてブランド価値の再構築を図ります。また、再構築したブランド価値を、ポータルサイト等の情報発信基盤や展示会等の機会を活用し、国内外に向けて効果的に情報発信を行い、ブランド力の向上を図ります。

目標 県産材の認知度と市場競争力を高めます。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
県産材の認知度を評価する指標として活用	ポータルサイトのユニークユーザー数	43,066 人	70,000 人

① ブランド価値の再構築

吉野材の文化的・歴史的な背景を体系的に整理するとともに、国内・海外等のニーズに応じた的確な魅力の発信内容を検討し、ブランド価値の再構築を図ります。

事業例

- 吉野材の文化・歴史的な背景の体系的整理
- ニーズに応じた魅力の発信内容の検討

② 効果的な情報発信

リニューアルしたポータルサイトや SNS などの情報発信基盤の整備や、展示会・イベント等を活用したブランド PR を行うなど、効果的な情報発信を行います。

事業例

- ポータルサイト等の情報発信基盤の整備
- 首都圏等における展示会・イベント等でのブランド PR
- 海外アドバイザー・JETRO 等と連携した海外へのブランド PR
- 奈良の木づかい運動・木育推進イベントを活用した県民へのブランド PR

(2)国内外への販路開拓支援

吉野材に代表される優良材の強みを活かして、需要拡大が期待される首都圏や海外などの新たな市場へ販路開拓を目指す県内事業者を支援します。

目標 県産材の強みを活かして、国内外への販路開拓を支援します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
県産材の販路開拓支援を評価する指標として活用	販路開拓を目指す事業者への勉強会等の参加事業者数	8 事業者/年度	30 事業者/年度

① 首都圏等への販路開拓支援

国内で大きな需要が期待される首都圏での木材の展示会・イベント等において、奈良県産材のブースとして県内事業者が出展するとともに、また、展示方法に関する勉強会を開催し、県内事業者の情報発信力を高め、販路開拓を支援します。

事業例

- 首都圏等における展示会・イベント等への県内事業者の出展支援
- 販路開拓を目指す県内事業者を対象とした勉強会の開催

② 海外への販路開拓支援

海外在住アドバイザーを活用し、欧州の県産材利用の現状やニーズを把握するとともに、海外への販路開拓を目指す県内事業者を対象に、情報共有や意見交換のための勉強会を開催し、販路開拓を支援します。

事業例

- 海外アドバイザーを活用した海外のニーズの把握
- 海外への販路開拓を目指す県内事業者を対象とした勉強会の開催

VII 県産材の需要拡大

施策の方向

住宅、公共建築物、商業施設や宿泊施設、暮らしの中で用いる木製品、エネルギーなど、多岐にわたる分野での県産材の利用を推進することにより、需要の拡大を図ります。

重点的な取組として、多くの人が利用する公共建築物に県産材を使用することで、消費者の木材利用への意識・理解度を高め、民間における住宅分野、商業施設や宿泊施設等の非住宅分野への利用拡大に繋げます。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)	施策
公共建築物及び公共事業への県産材利用を評価する指標として活用	公共建築物及び公共事業（県及び市町村）における県産材使用量	2,847 m ³ /年 (R2-R6 平均)	3,354 m ³ /年 (R7-R11 平均)	公共建築物・公共工事への県産材利用の推進
民間建築物への県産材利用を評価する指標として活用	住宅助成事業における県産材使用量	610 m ³	1,060 m ³	民間における県産材利用の促進
木質バイオマス利用を評価する指標として活用	燃料チップ用原木供給量(未利用材)	61,232 m ³ /年	76,500 m ³ /年	木質バイオマス利用の促進
需要拡大を担う人材育成を評価する指標として活用	木造建築に関するセミナー等の受講者数（建築士等） (R 3 から累計)	153 人 (R3-6 累計)	228 人 (R3-12 累計)	県産材の需要拡大を担う人材の育成

施策の概要

(1)公共建築物・公共工事への県産材利用の推進

令和6年12月に変更した奈良県の建築物における県産材利用促進方針に基づき、公共建築物や公共工事における県産材利用のシェアを拡大させるため、県、市町村、関係団体等が連携して、木造建築の発注仕様、材料調達、標準価格、メンテナンスに関する専門的なノウハウや情報を整備するとともに、事業化に必要な体制やしくみの構築を目指します。

目標 公共建築物や公共工事における県産材利用拡大を図ります。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
公共建築物及び公共事業への県産材利用を評価する指標として活用	公共建築物及び公共事業（県及び市町村）における県産材使用量	2,847 m ³ /年 (R2-R6 平均)	3,354 m ³ /年 (R7-R11 平均)

① 公共建築物の木造・木質化の推進

県、市町村、関係団体等が連携して、発注仕様、材料調達、標準価格、メンテナンスに関する専門的なノウハウや情報を整備するとともに、事業化に必要な体制やしくみの構築を目指します。また、県産材を利用して公共建築物の木造・木質化に取り組む市町村や法人等を支援します。

事業例

- 部局を跨いだプロジェクトチームによる住宅・県有施設の脱炭素化・木造木質化の検討
- 県産材利用推進協議会の運営
- 市町村への建築物木造化支援アドバイザーの派遣

② 公共工事における県産材利用の推進

県の公共工事において、率先して県産材の利用に努めるとともに、同様に、県産材の利用に取り組む市町村を支援します。

事業例

- 県公共工事における県産材の利用推進（治山・林道・道路・河川・公園等整備）

(2)民間における県産材利用の促進

建築物の木造率は住宅分野で高く、本県では、新設住宅着工戸数の約7割が木造となっていますが、住宅着工戸数の将来予測として、住宅を取得する主な年齢層である30歳代、40歳代の人口減少や物価の高騰、住宅ストックの活用などにより、今後、新設着工戸数は減少すると予測されています。

このような状況を踏まえ、県産材を使用した住宅のみならず、非住宅の新築・リフォーム助成制度を拡充し、県産材の利用意義や木材の良さ等について消費者への意識醸成を図ることにより、県産材の利用促進に取り組みます。また、建築主たる事業者等に対し、県・市町村と協働・連携して、民間建築物における県産材の利用に取り組む建築物木材利用促進協定の締結を促します。

目標 民間の住宅、非住宅分野における県産材利用を促進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
民間建築物への県産材利用を評価する指標として活用	住宅助成事業における県産材使用量	610 m ³	1,060 m ³

① 住宅への県産材利用の促進

住宅の構造材や内・外装材への県産材利用を促進します。

事業例

○県産材を使用した住宅の新築・リフォーム助成

② 非住宅建築物への県産材利用の促進

商業施設、教育施設、保育所、医療施設、社会福祉施設、宿泊施設、オフィス等の木造・木質化を促進します。

事業例

○県産材を使用した非住宅建築物の新築・リフォーム助成

○店舗の木造・木質化（県産材使用）に対する融資

③ 建築物以外への県産材利用の促進

県産材を使用した家具、小物、食器、楽器などの木製品の需要拡大を促進します。

事業例

○県産材を使用した家具等木製品のPR・販路拡大

○市町村による県産材を活用した木育や製作・販売等の取組への助言

④ 技術開発の推進及び新製品開発の支援

大径材をはじめとする県産材の用途拡大に資する技術開発を推進します。また、新製品開発に取り組む木材関係事業者への技術的支援を行います。

事業例

○県産材の加工技術の開発

○木材関係事業者との共同研究の推進

(3)木質バイオマス利用の促進

平成 27 年度に設置された木質バイオマス発電所の稼働を契機に、燃料用チップの新たな需要が創出され、チップ用原木の生産拡大が進んでいます。

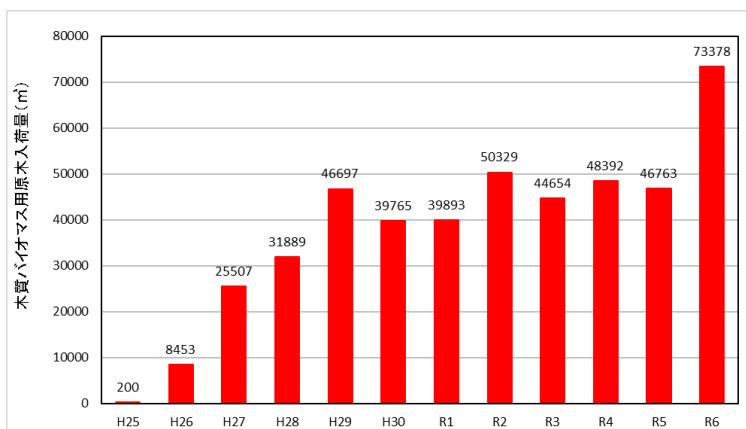
今後、新たな木質バイオマス発電所が稼働予定であることからも、燃料用チップのさらなる生産拡大を促進します。

また、発電以外にも、熱利用等のエネルギーや製紙・木質ボード等のマテリアルなど、多用途への利用促進を図ります。

目標 木質バイオマスをエネルギーやマテリアルなど多用途へ利用する取組を促進します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
木質バイオマス利用を評価する指標として活用	燃料チップ用原木供給量（未利用材）	61,232 m ³ /年	76,500 m ³ /年



① 発電利用の促進

県内で稼働している未利用材等を主たる燃料とする 2 基の木質バイオマス発電施設へ燃料用チップを供給する取組を支援します。

事業例

- 発電施設向け燃料用チップ製造施設整備に対する助成

② 多用途への利用促進

木質バイオマスについて、熱利用のための燃料や、製紙・木質ボード等のマテリアルなど、多用途への利用促進を図ります。

事業例

- 熱利用目的の木質燃料製造・利用施設整備に対する助成

(4)県産材の需要拡大を担う人材の育成

全国的に建築物への木材利用の機運が高まるなか、本県においても、公共建築物や非住宅分野への県産材利用を進めるにあたって、建築物の木造・木質化に関する専門的なスキルを備えた技術者が求められます。このため、木造建築物等の設計や施工を行う技術者のスキルアップを図り、公共建築物や非住宅分野の施設整備に対して、木造・木質化を提案できる人材の育成を図ります。

目標 公共建築や非住宅分野の施設整備に対して、木造・木質化を提案できる人材を育成します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
需要拡大を担う人材育成を評価する指標として活用	木造建築に関するセミナー等の受講者数（建築士等）(R3から累計)	153人 (R3-6累計)	228人 (R3-12累計)

① 建築物の木造・木質化に係る技術者の育成

公共建築物や非住宅分野の施設整備に対して、木造・木質化を提案できる人材の育成を図ります。

事業例

- 木造建築を支える人材養成セミナー開催（対象者：設計士等）

② 県産材の利用・普及を担う人材の育成

将来の木造建築・木材利用・木工技術を担う人材を対象に、県産材等に関する知識（奈良の木の魅力や特長、歴史的木造建築の技術、木の文化など）を習得できる機会を提供します。

事業例

- 木育インストラクターの養成

VIII 県産材の加工・流通の促進

施策の方向

木材加工の生産効率化やコスト削減、品質向上等に向けた取組を支援するとともに、用途に応じた流通の合理化を促進し、競争力のある加工・流通体制の構築を図ります。

重点的な取組として、建築関係事業者に対して品質・性能を明示した製材品が供給できるよう、素材生産事業者、木材産業事業者、建築関係事業者の間で必要な情報を共有し、相互に協力連携して、県産材を効率的・合理的に流通させる体制を整備します。

現状・目標値

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)	施策
木材加工の効率化を評価する指標として活用	人工乾燥材出荷量	37 千m ³ /年 (R5)	46 千m ³ /年 (R11)	木材加工の効率化
木材流通の合理化を評価する指標として活用	県産材安定取引協定における木材供給量	8,968 m ³ /年	16,380 m ³ /年	木材流通の合理化

施策の概要

(1)木材加工の効率化

全国的に製材工場の大規模・高効率化が進むなか、本県では、小規模な製材工場(動力出力数 75kW 未満)が全体の約 71 %を占め、少品目・少量生産が行われています。

また、本県の製材品出荷状況は、出荷量が 5 年間で 35 %減少、出荷額が同じく 10 %減少しています。

このような現状を踏まえ、小規模な製材・加工工場等に対する加工コスト削減、品質向上、新製品開発に係る技術的支援や、工場間の連携による JAS 認証取得を促し、それに向けた施設整備を支援します。

また、大規模な製材工場（動力出力数 300kW 以上）に対しては、国内外における競争に対応すべく、更なる加工の効率化を図るための施設整備を促進します。

目標 木材加工の効率化を図り、県産製材品の出荷量を増加します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値	目標値(R12)
木材加工の効率化を評価する指標として活用	人工乾燥材出荷量	37 千m ³ /年 (R5)	46 千m ³ /年 (R11)

① 木材加工流通施設の整備支援

製材・加工工場を対象に、生産効率向上のための施設整備を支援します。

事業例

○木材加工流通施設の設備整備助成

② 小規模な製材工場間の連携による生産効率化・販路拡大の促進

製材・加工工場間の連携による JAS 認証取得に向けた施設整備を支援します。

事業例

○JAS 認証の運用の見直しを踏まえた認証の取得促進

③ 木材の加工技術等の向上

製材・加工工場等に対して、木材の加工コスト削減・品質向上のための技術支援や、新製品開発の共同研究による支援を行います。

事業例

○製材・加工工場等に対する技術支援（加工コスト削減、品質向上、新製品開発）

④ 経営改善・合理化支援の制度融資

林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金の制度融資による支援を行います。

事業例

- 林業・木材産業改善資金による融資
- 木材産業等高度化推進資金による融資

(2)木材流通の合理化

県産の原木 (R6 : 16.9 万m³) の 4 割 (R6 : 6.6 万m³) が県内の原木市場を通して取引されていますが、全国では流通コスト削減のため、素材生産事業者から大規模製材工場等の大口需要者への直接取引が増加してきています。

このような現状を踏まえ、吉野材を代表とする優良原木については、従来の原木市場を介した流通体制を堅持する一方で、一般製材用、ラミナ用、合板用、チップ用原木については、安定取引協定による素材生産事業者から各工場等への直接取引等を促進することにより、県産材の流通を合理化し、コスト削減を図ります。

また、新設住宅着工戸数の減少が予測されるなか、公共建築物や非住宅分野における県産材利用を進めるため、JAS 製材品の流通や県産製材品価格等の「見える化」を促進するとともに、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者が相互に連携し、県産材需給等に関する情報の共有化を図っていきます。

目標 県産材の流通を合理化し、競争力を強化します。

関連指標

指標設定の趣旨	指標項目	現況値(R6)	目標値(R12)
木材流通の合理化を評価する指標として活用	県産材安定取引協定における木材供給量	8,968 m ³ /年	16,380 m ³ /年

① 原木市場の活性化

本県の強みである優良原木等の取扱いを核にして、原木市場の機能向上を図ります。

事業例

- 原木市場における記念市の開催支援
- 原木市場関係者による市場機能向上のための取組を促進

② 山元と製材・加工工場間の直接取引の促進

一般製材用、ラミナ用、合板用、チップ用原木をターゲットに、取引量の増・安定化、コスト削減を図るため、安定取引協定による素材生産事業者から各工場等への直接取引等を促進します。

事業例

- 木材加工機械の導入に合わせた木材安定取引協定の締結促進

(3) 川上・川中・川下の連携体制の構築

林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者が相互に連携し、県産材需給等に関する情報の共有化を図っていきます。

事業例

- 奈良の木マーケティング協議会による林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等に対する県産材需給等の情報の共有

(4) 製材品の品質・性能・価格の「見える化」

木材関係事業者、関係者団体等と連携して、県産材の品質・性能・価格の「見える化」を促進することにより、流通の効率・合理化を図るとともに、マーケットへの効果的な情報発信に取り組みます。

事業例

- 奈良県産 JAS 材・奈良県地域認証材の認証及び流通の促進
- 製材品・集成材等の品質試験
- 製材の価格表の作成、公表及び周知
- 合法性確認木材の流通促進

第5編 その他必要事項

1. 目指すべき森林の基本的な考え方

目指すべき森林毎に誘導の目安となる地形・基盤条件及び基本的な考え方は、次のとおりです。

(目安となる地形・基盤条件)

①恒続林

- ・現況が人工林
- ・標高が1,200m未満（スギ・ヒノキ等の生育に適した標高）
- ・傾斜が40度未満（土砂の崩壊等の災害リスクを考慮）
- ・道路からの距離が50m未満（車両系での集材を想定）

②適正人工林

- ・現況が人工林
- ・標高が1,200m未満（スギ・ヒノキ等の生育に適した標高）
- ・傾斜が40度未満（土砂の崩壊等の災害リスクを考慮）
- ・道路からの距離が500m未満（架線系での集材を想定）

③自然林

- ・現況が人工林
- ・標高が1,200m以上
- ・傾斜が40度以上
- ・道路からの距離が500m以上

④天然林

- ・現況が天然林

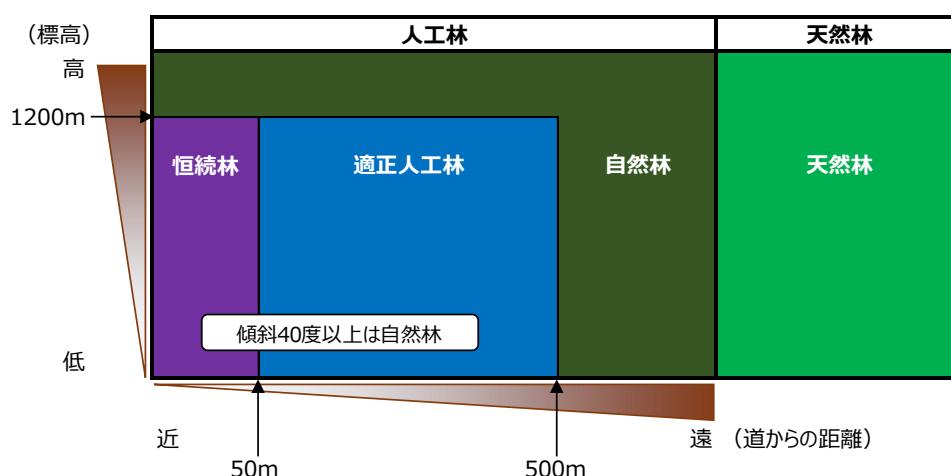


図-1 目指すべき森林の目安となる状況のイメージ

(基本的な考え方)

①恒続林

- ・木材生産を目的とした森林
- ・地域の特性に応じた樹種
- ・複数の樹齢・高さで構成
- ・択伐による木材生産が保育にもなり環境が維持される
- ・非皆伐
- ・天然更新を可能な限り採用

②適正人工林

- ・木材生産を目的とした森林
- ・人工造林を代表するスギ・ヒノキ等の一斉林
- ・間伐をはじめとする保育により環境が維持される
- ・皆伐を前提（皆伐後は速やかな再造林）

③自然林

- ・木材生産を主目的としない森林
- ・地域の特性に応じた樹種
- ・複数の樹齢・高さで構成
- ・自然の遷移により環境が維持される
- ・非皆伐

④天然林

- ・木材生産を主目的としない森林
- ・地域の特性に応じた樹種
- ・複数の樹齢・高さで構成
- ・自然の遷移により環境が維持される
- ・非皆伐

2. 地域森林計画に定める事項

森林の4機能を持続的に発揮させるため、森林法第5条第1項の規定により知事が策定する地域森林計画に以下の事項を定めます。

- ①目指すべき森林への誘導方針
- ②森林の4機能ごとの環境管理方針
- ③新たな森林環境管理制度の推進体制
- ④「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の遵守

3. 市町村森林整備計画の確認

森林法第10条の5第1項の規定により市町村長が策定する市町村森林整備計画について、市町村から同条第9項の協議を受けたときは、当該計画に以下の事項が定められていることを確認します。

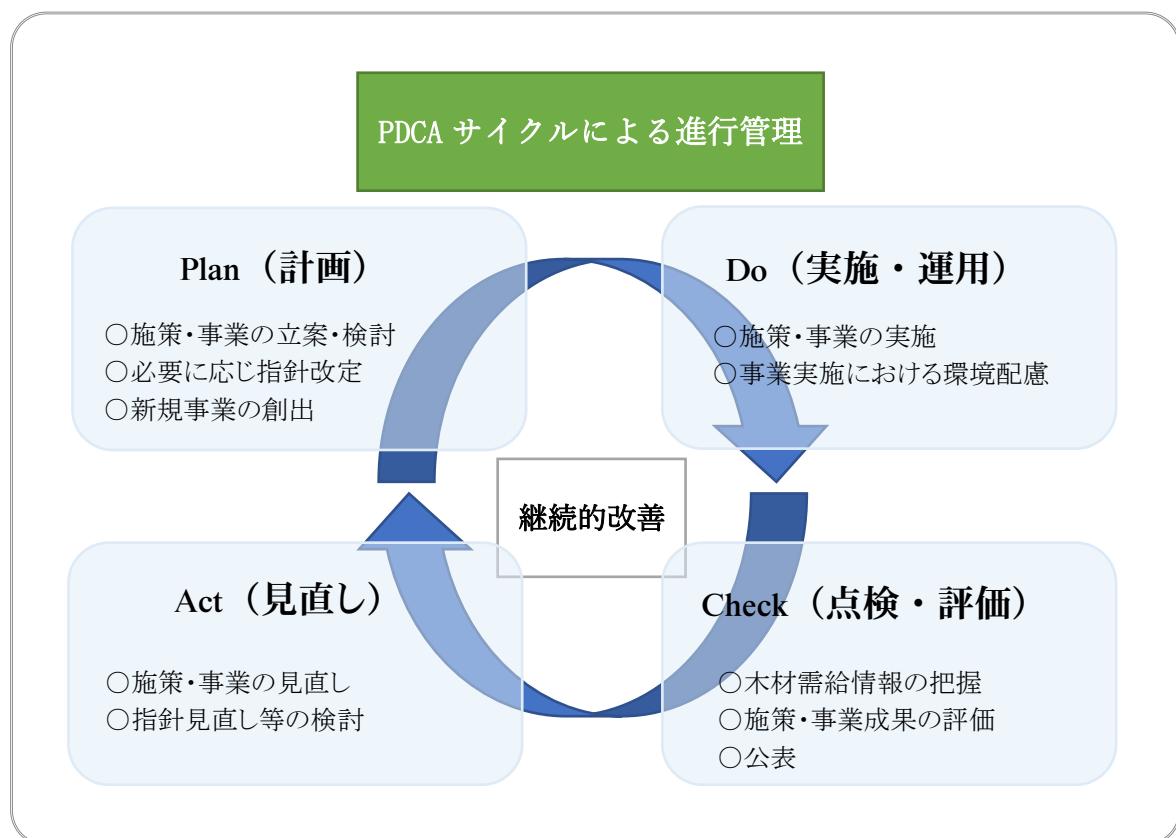
- ①目指すべき森林への誘導方針
- ②森林の機能ごとの環境管理方針
- ③新たな森林環境管理制度の推進体制
- ④「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」又は「市町村が独自で作成した伐採・更新施業に関するガイドライン」の遵守

※ただし、「市町村が独自で作成した伐採・更新施業に関するガイドライン」を遵守することを規定することについては、「市町村が独自で作成した伐採・更新施業に関するガイドライン」が、「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の規定事項を満たす場合のみ同意することとします。

第6編 指針の進行管理

本指針の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適切な見直しを行っていくことが重要です。そのため、進行管理は、PDCAサイクルに基づき、計画の策定（Plan）、事業の実施・運用（Do）、実施状況等の点検及び評価（Check）、事業内容の見直し（Act）の一連のサイクルにより実施します。

この進行管理の成果については、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、毎年度、森林審議会をはじめ様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。



【用語の解説】

◎森林環境の維持向上

適地適木による造林及び適時かつ適切な方法による保育、伐採等を行うことにより、森林の4機能を高度に発揮させること。

◎森林の4機能

森林環境の維持向上の施策を総合的かつ体系的に推進する観点から、森林の有する多面的機能を以下の4つに区分した機能。

(1)森林資源生産機能

木材、木の実、きのこ類等の食材、漆等の工芸品の原料、清浄な水等の森林資源を持続的に供給する機能並びに温室効果ガスの吸収及び排出の抑制作用により地球温暖化の防止に寄与する機能。

(2)防災機能

土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止機能及び水の貯留・かん養機能により森林が県土を保全する機能

(3)生物多様性保全機能

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを保全する機能並びにそれにより自然環境を持続的に保全する機能。

(4)レクリエーション機能

レクリエーション、スポーツ、教養文化活動、休養等を森林において行うことにより身体的及び精神的な健康を回復し、日常生活の向上への活力を獲得する機能。

◎目指すべき森林

奈良県が目指す森林環境が維持向上された状態である以下の4つの森林。

(1)恒続林

地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育及び伐採による継続的な木材生産により環境が維持される森林。

(2)適正人工林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態で存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの。

(3)自然林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの。

(4)天然林

地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林。

◎新たな森林環境管理

従来の「施業管理」に地域に即した「環境管理」を加えたもので、目指すべき森林への誘導等により森林の4機能を高度に発揮させる森林管理。

◎新たな森林環境管理制度

目指すべき森林への誘導と森林の4機能を高度に発揮させる取り組み及び川中・川下との連携による環境と経済が両立する林業への取り組み。

◎奈良県フォレスター制度

新たな森林環境管理を推進する拠点施設を中心とした、市町村からの業務の受託や奈良県フォレスターの配置による県と市町村が連携する取り組み。

◎新たな森林環境管理体制

奈良県フォレスター制度に加えて、奈良県フォレスターアカデミーの設置・運営や森林組合・森林事業者との労働力確保などの連携により新たな森林環境管理制度を推進するための体制。

新たな森林環境管理制度
「目指すべき森林への誘導と森林の4機能を高度に発揮させる取り組み」 + 「川中・川下との連携による環境と経済が両立する林業への取り組み」
新たな森林環境管理体制
「奈良県フォレスター制度」 + 「アカデミーの設置・運営」 + 「森林組合・森林事業者との連携（労働力確保など）」により新たな森林環境管理制度を推進するための体制
奈良県フォレスター制度
拠点施設を中心とした、業務の受託やフォレスターの配置による県と市町村が連携する取り組み